

○議事日程 (平成二十七年九月十七日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 野村 永一

一 番 北倉 義博

二 番 岩永 義仁

三 番 長澤 龍夫

四 番 大橋 三男

五 番 三田 正敏

六 番 吉田 太郎

七 番 早崎 百合子

八 番 野村 永一

九 番 田中 敏弘

十 番 松永 民夫

十一 番 林 輝見

十二 番 青山 貞一

十三 番 水谷 久美子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長 長谷川 悟

教育長 並河 清次

総務部長 問山 孝通

総務部参事兼  
総務課長 田中 信行

総務部  
企画政策課長 西川 敏明

総務部  
総務部税務課長 渡邊 章博

住民福祉部長兼  
健康福祉課長 野村 博治

住民福祉部  
住民人権課長 高木 勉

住民福祉部  
子ども課長 松岡 弘泰

住民福祉部  
生活環境課長 佐藤 昌子

産業建設部長  
産業建設部参事 柏 渕裕昭

産業建設部参事 高木 伸一

産業建設部参事兼  
農林振興課長 川地 豊己

産業建設部企業誘致  
・商工観光課長 山中 秀樹

産業建設部  
建設課長 前田 勝治

産業建設部  
水道建設課長 桐山 一則

会計管理者兼  
会計課長 田中 隆

教育委員会事務局局長兼 教育総務課長	佐藤嘉但
教育委員会 生涯学習課長	久保寺利明
教育委員会 スポーツ振興課長	西脇正信
消防次長	堀田明男
消防次長	川添公男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(野村永一君) 平成二十七年第三回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ、御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。それでは、前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放送のため、CCNet係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから平成二十七年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十二番 青山貞一君、十三番 水谷久美子君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(野村永一君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。最初に、十三番 水谷久美子君。

○十三番(水谷久美子君) それでは、通告に従い、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一点目は、戦後七十年に当たって、町長の憲法と地方自治への認識を問いたいと思います。

ことは、さきの大戦が終結して七十年の節目の年に当たります。日本の発動した戦争によって、日本の軍人、民間人を合わせて約三百万人、またアジア諸国を中心に約二千万人と言われる人々の命が失われました。この養老町においても、軍人の戦死者

九百一名、民間人については、定かな犠牲の数は不明だと思われ  
ます。

今日十日、戦没者追悼式が社会福祉協議会主催で行われ、町長  
は九百一柱の前で恒久平和の実現に努力を尽くすと誓われました。  
また、遺族代表追悼式の辞では、戦争は残酷なものと訴えられま  
した。

私は、二十代、三十代の若い命が、国や軍の命令であるにもか  
かわらず、みずから志願という形で海に散った特攻隊員のかげが  
えのない命を、この国の歴史の事実を思うとき、母となり、孫と  
いう命の誕生で、祖母になった今、私たち世代が平和を守る義務  
と責任を、改めて不戦の誓いを新たにするものです。

こうした戦争に対する深い反省から、私たち国民は憲法前文、  
政府の行為によって再び戦争の戦禍が起こることのないようにす  
ることを決意し、日本国憲法を獲得しました。ところが、国会会  
において審議されている安保関連法案は、この憲法の平和主義を  
毀損する内容が含まれており、憲法原理に対する重大な危機であ  
ることの認識に立ち、憲法と地方自治に対する町長の見解を問う  
ものです。

まず初めに、立憲主義と法的安定性の危機への認識を問いたい  
と思います。

憲法は、主権者である国民が時々の行政権に対する命令書とし  
て、行政の暴走を抑えるための手段であるとすることが立憲主義とさ  
れています。言いかえれば、主人は憲法を手にした国民であり、  
それに従うべきは政治権力であるとするのが立憲主義と理解され  
ています。

日本国憲法は、第九条二項において交戦権とそのため的手段で  
ある軍隊の保持を放棄しています。そのため、自衛隊が発足して

六十年、自衛隊は軍隊ではなく、警察権を補完する組織として、  
国内において自衛反撃のみを任務とする立場を維持し、これを保  
つて合憲性の根拠としてきました。したがって、戦後の政権は、  
その政治的立場はいろいろあれど、一貫して海外での自衛隊の武  
力行使は憲法違反であるとの立場を堅持してきました。これによ  
つて、憲法に対する国民の信頼が保たれ、立憲主義に基づく法的  
安定性は辛うじて維持されてきました。ところが、政府は昨年七  
月、長らく確立されてきた憲法解釈を変更して、集団的自衛権に  
憲法違反ではないとする閣議決定をして、それに基づく安全保障  
関連法案を今国会に提出してきました。これは、主従が転倒し、  
一内閣を憲法の上に置く行為であり、立憲主義の破壊であると同  
時に、憲法に対する信頼をもとにした法的安定性を揺るがす行為  
であると考えます。

質問します。憲法第九十九条は、天皇、または摂政及び國務大  
臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、  
擁護する義務を負うとしています。これに基づき、新たに役場職  
員になった皆さんは、就労に当たって憲法尊重擁護の宣誓を行っ  
ています。そこには、「私は、ここに主権が国民に存することを  
認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを誓います。私は、  
地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運  
営すべき責務を深く自覚し、養老町民全体の奉仕者として、法令  
に従い、誠実かつ公正に職務を執行することを誓います。」以上、  
宣誓文の内容と職員の宣誓の行為について間違いはありませんか。  
また、こうした職員のトップに立つ町長も同様の、より深い義  
務を負っているはずですか。したがって、いかなる内閣、自治体首  
長も憲法を逸脱するような条例提案、行政執行はできない、この  
認識でよろしいでしょうか。

二点目は、地方自治の憲法上の位置づけについての認識を問いたいと思います。

現憲法と旧明治憲法では、地方自治に対する位置づけが根本的に異なっています。そもそも旧憲法では、地方自治の概念と、そのための制度そのものがありませんでした。旧憲法下では、地方は自治体ではなく、中央政府、内務省の政策推進のための末端機関であり、首長は選挙で選ばれずに、中央から任命・派遣され、議会はあれど、単なる諮問機関であり、行政権に制限を加えることができませんでした。現憲法では、第八章、地方自治として特別の章を設けており、首長も議会も住民の直接選挙を通して選出することにより、自治体に強い自己決定権を与えています。これは、旧憲法下で地方が中央政府の戦争推進政策のための出先機関として利用されたことへの反省として盛り込まれ、憲法の重要な骨格部分として理解されています。地方自治体が中央政府と異なる見解を表明することは、地方自治の発露として尊重されなければなりません。

問います。地方自治が憲法の重要な骨格部分を構成していると認識はありますか。

三点目、安保法制における特定公共施設利用法改正案の対応について伺います。

二〇〇四年のいわゆる有事法制のときに、特定公共施設利用法が制定されました。これは、有事のときに特定公共施設を政府に差し出すことを法制化したもので、当時から現代の国家総動員法として違憲の疑いが強いと批判があったものでした。今国会で審議されている安保関連法案の一部としてこの特定公共施設利用法の改定が含まれておりますが、まだまだともに審議もされていません。従来の我が国が武力攻撃を受けた場合に適用されるとい

う制限が取り払われ、他国が武力攻撃を受けた場合にも、政府の判断で適用範囲を広げるものとされています。政府による接収の要請があった場合、自治体はとりあえず断ることができるが、折り合いがつかない場合、強制執行の規定も設けています。住民福祉の増進という地方自治の本旨と相入れない要請があった場合、自治体首長の姿勢が強く、鋭く問われてきます。

問います。審議不十分のまま事実上の義務を負わされることへの認識はいかがでしょうか。この件の審議に当たって、地方公聴会の実施とか、全国市町村会へのヒアリング、自治体に対するパブコメの募集などの地方の意見を聞く場を設けるべきとは思われないでしょうか。

四点目は、安倍首相はインターネット番組の中で、集団的自衛権行使を必要とする例として、「けんかが強く、いつも自分を守ってくれる友達の高橋君がいきなり不良に殴られたときには、一緒に反撃するのは当たり前です」と発言しています。この例えを二十一歳の女子学生が次のようにスピーチをし、多くの反響を呼び、今もネット上で拡散し続けています。彼女は、一緒に不良に反撃すれば、もっと多くの不良仲間を連れて攻撃が始まり、暴力の連鎖が生まれ、不必要に周りを巻き込み、関係のない人まで命を落とすことになる。この例を用いるのであれば、なぜ彼らが不良になったのか、なぜ高橋君に殴られたのか、その背景を検証し、暴力の連鎖を防ぐために、国が壊れた社会の構造を変えることがこの例の正解ではないかと主張しておられます。私も女子学生と同感ですが、教育長は、長きにわたり教員として豊かな経験をしておられます。この安倍総理の例えにどのような見解を持たれたのでしょうか。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

第一点目でございますが、町職員等の宣誓ということでございますけれども、養老町職員につきましては、御承知のように、養老町職員の服務の宣誓に関する条例に基づいて服務の宣誓を行つて、養老町の全体の奉仕者として、法令に従い、公正、誠実に職務を遂行しているところでございます。おっしゃるところでございます。また、私も同様でございます。民主国家としての憲法遵守は当然の責務と認識しており、憲法・法規に従つて、職務を遂行しているところでございます。

それから、地方自治の憲法上の位置づけという問題でございますけれども、現憲法においては、第八章に地方自治の章が設けられておりますが、これ以外の全ての条文も重要条文であるというふうに捉えております。地方自治の八章のみが骨格という意味ではなく、全体として、それぞれが全て重要であるというような認識しております。

それから、三点目の御質問でございますけれども、今回の改正は、武力攻撃事態などにおいて、米軍以外の我が国を支援する外国軍隊の行動を利用調整の対象に追加するものであるという認識でおりますが、全ての法律に基づいた範囲内において判断し、行うことが私の責務であつて、住民の安全を確保することに、またそれがつながるものだという認識でおります。

四点目につきましては、教育長のほうから答弁をいたしたいと思ひます。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 四点目の、集団的自衛権における麻生君の例えについて答弁させていただきます。

集団的自衛権の問題は、一国の将来にかかわる大変重要な問題であり、国家の存立危機の問題をわかりやすくするためだと思われませんが、仲間のけんかに例えるといった、このような例えで説明するべき問題ではないと考えております。

教育委員会といたしましては、戦争が起こると、さきの大戦のように、子供や女性などの民間人が多数殺され、家屋が破壊されるなどして、悲惨な目に遭います。また、戦災孤児になつて、悲痛な生涯を送る子供も多数生まれます。こういったことは絶対にあつてはならないことだと考えております。二度と戦争が起こるような状況をつくり出してはならないと考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

一点目の、立憲主義と法的安定性の危機への認識の件でございますが、ただいま答弁をいただきました。民主国家として、憲法を遵守するのは当然だというふうに答弁をいただきました。では、町長に問います。

現在の内閣のような憲法を超越した行為は、内閣の越権行為であるとは思われませんか。

二点目で、地方自治の憲法上の位置づけについての認識を問います。

八章以外、全ての条文も重要条文であるというふうな答弁をいただきました。常に主権者である町民の声に耳を傾けた丁寧な行政実践を望むものですが、この間の政権の立場になつたときの見解があれば、お尋ねしておきたいと思ひます。

三点目ですけれども、法に基づく形で判断をしていくというこ

とでございましたけれども、大切なのは地方自治法の第一条の二、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」というふうになつておられます。町長のこれが基本姿勢であると答弁から認識しましたが、この理解でよろしいでしょうか。

四点目は、教育長に問います。

彼女は、彼女というのは先ほどの二十一歳の女子高校生ですけど、彼女も、彼女は「わけのわからない例えで国民をだまし、本質をごまかそうとしても私たちはだまされないし、自分の頭でちゃんと考えて行動する。きょう、テレビのニュースで東京の日比谷公会堂が戦争法案に反対する人でいっぱいだった。足腰が弱くなつたおじいちゃんやおばあさんが、暑い中、わざわざ外に出て、震える声で拳を突き上げ、戦争反対を叫んでいる姿を見た。この七十年間、日本が戦争をせずに済んだのは、こういう大人たちがいたから、ずうっとこうやって闘ってくれた人たちがいたから。武力では平和を保つことができなかったという歴史の反省の上に立ち、憲法九条という新しく、最も賢明な安全保障のあり方を続けていく。私たちは、この国が武力を持たず、平和を保つ新しい国家としてのモデルを国際社会に示し続けることを信じます」というふうになつておられます。このように、安全保障関連法案をめぐり、次の世代を担う若者たちが日本列島の隅々で反対の声を上げ、活動しています。

また、余りにも有名な例で言えば、女優の吉永小百合さんは、九月三日、母校である早稲田大学で開かれた「早稲田から止めろ！戦争法案、安保関連法案に反対する早稲田大学全学集会」に、「この集会の開催はすばらしく、大切なことと思う。仕事で参加

できないが、賛同者となり、会の成功を祈り、継続して運動を続けてほしい」というメッセージを寄せておられます。文化、知識人も連帯して行動を広げておりますが、教育長へのこれらの人たちの行動への認識を聞きたいと思ひます。

○議長（野村永一君）

大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君）

再質問に答えさせていただきます。

一番目、現在のあり方が越権行為ではないかという御質問でございます。それに対して、私がどのように考えるかということでもございますが、現在進められております改正案につきましても、法の手続によって進められているというふうな認識をしております。考え方はいろいろありましようけれども、その手続によつて進められていければ、それで問題はないだろうというふうな考えでございます。

それから二点目の、内閣を憲法の上に置くという御質問でございますけれども、いかなる内閣であっても、憲法の上に存在するということはあり得ないというふうな認識をいたしております。やはり日本国憲法、民主国家を形成する上における日本の憲法というのは最上位にあるべきものであつて、何者も侵すことができない、そういう認識でございます。

三点目の、憲法に従つて福祉の増進を図っていくというのは最も基本的な私の姿勢でございますので、これ以後、変わることはないということでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君）

並河教育長、自席にて答弁。

○教育長（並河清次君）

四点目の再質問、女子学生や文化人、知識人の行動についてどう考えているかという質問に対して答えさせていただきます。

まず、女子学生が自分の頭でちゃんと考えて行動するというこ

とを言っておりますが、このことは、これから複雑・多様化する社会で生きていく上でとても大切なことであると考えております。

養老町の教育で大切にしていきたいことは、まさにこの自分の頭で考え、自分で正しく判断し、行動すること、そして自分で判断し行動したことについては責任を持つ児童・生徒の育成です。

現在危惧していることは、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機、パソコンなどの情報通信機器の使用に関する問題事案が年々増加してきていることです。安易に個人情報漏らしてしまったり、相手の許可なく映像を公開したり、見ず知らずの人と会うという事案が起こってきています。情報機器の使用によるこういった問題から身を守るには、多くの情報の中から、何が正しくて、どこに問題があるのかを自分で正しく判断する力が必要です。

また、来年から十八歳以上に選挙権が与えられることになり、主権者教育の充実が課題になっていきます。主権者教育の中心は、人の言葉に流されずに、自分でいろいろな情報を収集・分析し、正しく判断し、それを投票という行動に移すことにあると考えています。自分の頭でちゃんと考えて行動できる、そういった児童・生徒を育成していきたいと考えております。

次に、文化人や知識人がいろいろな行動を起こしておられますが、それらの行動には頭の下がる思いでいっぱいです。自分の考えを人前ではつきりと主張することは、これまでの日本人にとつてふなれな行動様式であると考えます。こんなことを言えばどう思われるだろうかとか、あえてそんなことに触れないほうが問題にならないのではないかなどと考えてしまうものです。また、人は、考えるところまでは行って、考えるだけでなかなか行動には移せないものです。自分の考えをしっかりと持ち、それを行動に移し、自分の言動に責任を持っておられる姿は、グローバル化が

叫ばれている昨今、最も大切にしなければならぬ考え方であり、生き方であると考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 残念ながら三回しか質問できませんので、最後の質問をさせていただきます。

今回の法案は、平和安全法制整備法として、改定法十本を一括で、新法である国際平和支援法の二法案を国会で審議するものですが、改定法十本の中に個別の十項目の不足があり、実質二十一本の法案を審議する内容となっております。

今から二十三年前の平成四年、国連平和維持活動法案、いわゆるPKO法案が成立しましたが、この法案一本をめぐる、衆議院では八十七時間、参議院では百五時間を費やしています。今回の審議をめぐるのは、衆議院で百十時間、参議院で百時間です。PKO法案を基準にすると、七百から千時間の審議が必要ということとなります。ですから、国民から慎重審議を求める声、また地方自治体の議会から慎重審議を求める意見書や廃案を求める意見書が国に上がるのは当然だと思えますが、町長の見解を求めます。審議時間に対する町長の見解を求めます。

そして、最後にぜひお聞きします。

この法案に大橋町長は反対か賛成か、またその表明の根拠をどのような理由で意思を決定されるのか。私は、これまでの町長の答弁を聞き、この法案について、町長は立憲主義の否定につながるもの、現憲法は遵守されるべきとの認識を伺うことができませんでしたので、当然この法案に反対表明されると考えますが、伺いたいと思います。

そして、これだけではどうしても話させていたいただきたいのでお願

いしたいと思いますが、養老町議会では六月議会に議員提案で、慎重審議を求める意見書を提出するか否かの提案を議会運営委員会で諮りましたが、合意には至りませんでした。しかし、九月議会初日に、六名の議員による議員提案で上程しました。賛成六、反対七でこの意見書は否決となり、国に上げることではできませんでした。

提案者に対する質疑の中で、国会での議論が深まり、国民の理解も深まっている中、世論の数値に疑義がある旨の質疑がございました。

朝日新聞が九月十二、十三日両日で行った調査では、当法案の国会での審議が「尽くされていない」が七五%、国会の成立について「必要ない」が六八%、テレビ朝日の同日の調査では、国民に十分に説明していると思わない人が八〇%を上回り、「思う」の回答は一一%でした。産経新聞社とFNNの合同調査（九月十二、十三日）での国会の成立に六〇%が「反対」と答え、前回の八月調査から三・五%アップしています。NHKは、九月十一日、十三日に調査し、今国会で成立されるという政府・与党の方針に「反対」が四五%、「賛成」が一九%、国会の審議も「尽くされていない」が五八%でした。TBSの世論調査（九月五日、六日）では、政府に説明は「不十分」と八七%が回答していることを報告しておきたいと思えます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 質問にお答えをしたいと思います。

時間の問題ということだろうというふうに思いますが、時間だけが多ければいいという問題でもございませんし、内容がそれだけ複雑・多様化しているというところで、深い議論がされたのかもしれません。そういった意味で、こういう問題について、現在

国会で議論をされているところでございます。国会での議論、またその結果を待ちたいというふうに思っております。

それから、今問題についての私の判断ということでございますけれども、ここでイエスカノーかと言うだけのことは簡単かもしれませんが、やはりあらゆることを議論した上でお答えをしたいということ、差し控えさせていただきたいと思えます。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、障害者基本法第三条、第二十条における情報保障施策について伺います。

平成二十三年八月に障害者基本法が改定され、同法三条で、全ての障害者は可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通の手段について選択の機会が確保されると定められました。また、同法二十二条では、障害者が円滑に情報を取得するため、情報を提供する施設、障害者の意思疎通に仲介する者の養成及び派遣などが図られるよう、必要な施策を講じなければならない。災害、その他非常の事態の場合、安全を確保するため、必要な情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、必要な施策を講ずるものとするとうたっています。こうした国の法改正や制度の改正に伴い、町では、平成二十七年三月に養老町障がい者プラン（第三次障がい者計画・第四次障がい者福祉計画）が策定されました。

一点目は、平成二十六年四月一日現在で、町内で百一名の方が聴覚平衡機能障害と認定されていますが、現時点での施策及び環境整備について伺います。

二点目は、現在、町内には二名の手話通訳者及び社会福祉協議会にボランティア登録されている十三名の手話奉仕員の方がいて



くださると聞いていますが、それらの方々への行政施策に対する役割への認識を伺います。

三点目は、手話通訳者や奉仕員への待遇はこの四月から一部見直されたと聞いておりますが、現状と課題について伺います。

四点目は、社会福祉協議会のボランティア登録とともに、総務課が管理している町保育士などの人材バンクとして、また生涯学習課が管理している社会教育団体としての位置づけを求めるものです。具体的に言えば、公民館講座としての新設や出前講座への派遣を可能にするための新設を求めるものです。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目の、障害者福祉施策について御答弁をさせていただきたいと思えます。

まず第一点目の、町内の聴覚障害者の施策、環境整備ということでございますけれども、当町では、障害のある人など社会的に不利を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるというノーマライゼーションの考え方のもとに、平成二十七年三月に第三次養老町障がい者計画・第四期養老町障がい福祉計画を策定したところでございます。

町内の聴覚障害者は、平成二十七年九月現在百八名で、六十四名の方は補聴器など以外の支援が必要と思われる二・三・四級でございます。そのうち六十五歳以上の高齢者が四十二名と、約七割近くを占めている状況でございます。

そんな中、これまでの障害者自立支援法においては、市町村と都道府県が行う事業の専門性の差異や役割分担が明確でなかったこと、それから広域的な派遣等について都道府県の関与が明確でなかったことが課題でありましたけれども、平成二十五年四月一

日に障害者総合支援法が施行されまして、市町村は手話奉仕員の養成や手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、都道府県は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳、介助員の養成、盲ろう者向けの通訳、介助員の派遣のほか、専門性の高い分野で市町村が派遣できない場合などにおける手話通訳者、要約筆記者の派遣を行うなど、市町村と都道府県の役割分担が明確にされたところでございます。

障害者地域生活支援事業の必須事業でございます手話奉仕員養成講座については、聴覚障害者の社会参加を推進すべく、実施団体へ委託をしておりますけれども、受講者の数も少なく、海津市、垂井町、関ヶ原町の一市三町で共催を実施しているところでございます。さらに、当町では一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会に派遣業務を委託しておりますので、手話などの利用希望者の方があれば、町経由で同社団法人に手話奉仕員を派遣することができ

ます。

また、従来から実施しております日常生活用具給付事業で、聴覚障害者などが安易に利用できる情報・意思疎通支援用具（電話・テレビに接続する装置）などの給付事業や、岐阜県在住の障害者は全て無料で利用できる福祉メディアステーション——これは大垣のソフトピアジャパンにございますが——のICT相談、またICT講座の活用についても広報してまいりたいと考えております。

当町としましては、手話奉仕員養成の重要性をさらに広報し、支援が必要な方があれば、誰でも利用できる体制をとってまいりたいと思っております。

それから、二点目の役割への認識ということでございますけれども、本年三月末現在で、一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会

登録している岐阜県内の手話通訳士は二十名、手話通訳者は百六十名で、うち二名が町内の方でございます。要約筆記者二十六名、それから要約筆記奉仕員が百四名、このうち町内の方一名の登録がございます。手話通訳士などは、資格や技術の取得が難しく、利用者数から見てもボランティア的要素が大きいと思われまます。当町の登録者は三名お見えになりますけれども、今後さらに活動の場がふえるよう、手話通訳士などの重要性について、社会福祉大会などの機会を通して広報し、情報バリアフリーの役割を担っていただきたいと思いますところがございます。

それから、三点目の待遇の問題でございます。

専門性の高い意思疎通支援を行う方（手話通訳者）を派遣する体制整備を図りながら、障害を持った方が自立した日常生活が送れるよう取り組んでおりますが、特に派遣に係る費用については、ことし三月末に岐阜県手話通訳者、要約筆記者、要約筆記奉仕者派遣事業実施要綱というのが一部改正されまして、報酬が引き上げられたところがございます。当町においても、四月一日から岐阜県の報酬改定と同様に養老町コミュニケーション支援事業実施要綱の一部の改正を行ったところがございます。

主な報酬の改定内容につきましては、手話通訳者、要約筆記者とも一時間千四百円から二千円に、以降三十分ごとに七百円から千五百円、また手話奉仕員、要約筆記奉仕員は二時間未満千円を千五百円に、二時間以上二千円を三千円に、また交通費につきましても、一回一律五百円ございましたが、車賃としてキロ三十七円を乗じて得た額に改正をいたしたところでございます。

しかしながら、まだ十分な環境が整っている状況ではございません。今後、さらに活動の場がふえるよう体制整備を図りつつ、障害を持った方の社会参加を促し、参加しやすい環境づくりを推

進してまいりたいと考えております。

それから、四点目の、出前講座などの新設ということでございますが、四点目につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきますと思います。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 四点目の人材バンク登録制度と出前講座派遣の新設についてお答えさせていただきます。

障害者基本法第二十二條では、円滑な情報を取得、利用し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講ずることを国及び地方公共団体に求めています。

本町では、平成二十七年三月策定の第二次養老町地域福祉計画、これですけれども、三月に策定しました。この中に、福祉の心の醸成と地域福祉の担い手の育成というのがあるんですが、その中にボランティア育成の取り組みとしてボランティア講座等を開催し、ボランティア活動参加希望者の掘り起こし及びボランティアの育成推進を基本計画に上げています。主な活動団体として社会福祉協議会となっておりますので、関係部局から働きかけていきたいと考えております。

現在、養老町社会福祉協議会に手話ボランティアとして一団体、たつの子が登録されています。手話のボランティア講座を受講された方がボランティア登録され、一人でも多くの方が手話奉仕員として活動されることを期待しております。

また、本町では生涯学習課が窓口となり、町職員が町の取り組みや暮らしに役立つ知識、情報を紹介したり、町民、またはグループの方が講師となり、知識や経験、特技や趣味を生かした講義や指導を行ったりする出前講座を実施しています。今年度の出前

講座は三十五あり、その中に障害者支援に関する講座も含まれております。多くの町民の方が受講され、理解を深めていただきたいと考えております。

しかしながら、障害者基本法第二十二条で掲げる障害者の意思疎通を仲介する者の育成を行う講座は今のところありません。そこで、手話通訳者指導者に協力をお願いして、出前講座のメニューに手話講座を加え、手話に関する理解を促していきたいと考えております。

今後、生涯学習課といたしましても、養老町社会福祉協議会等と連携を図って、人材育成や派遣について協力していきたいと考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、再質問いたします。

障がい者プランでは、災害時の一人の避難について四三・三％の方が「一人では避難できないと思う」との回答を寄せておられます。回答の対象には視覚・聴覚障害者が含まれていませんので、この数値はもっと高くなると思われまます。防災などの安全・安心について、岐阜県聴覚障害者協会は、災害緊急メールサービスは既に実施されているが、機器を所持していない方への対策も必要としています。

また、避難した後、避難所での情報保障など、入り口から出口までの一貫した情報保障対策が望まれるというふうに寄せておられますが、ここで、どこまで環境整備が進められているのか伺います。

また、先ほど答弁の中にございました市町村の必須条件となっている手話奉仕員養成講座、海津、垂井、関ヶ原と共同して、総

合庁舎での開催がされましたけれども、その養老町での実績と評価について伺います。

さらに、例えば病院や学校の面談など、聴覚障害者の方が手話通訳者を依頼する派遣事業の実績についても伺います。

三点目は、二〇一七年の改元千三百年祭ですが、健常者も障害者もともに楽しめる意義あるイベントにしなければなりません。この計画でも、全町を挙げて、地域、学校、町が主催するイベントなどに障害がある人が参加しやすい環境を整備し、参加を促進するとしています。聴覚障害者の方には筆談用のiPadや手話通訳者、奉仕員の派遣、視覚障害者の方には触地図などの配付を求めるものですが、現時点でどのように検討されているのか、簡潔に伺います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質にお答えをさせていただきます。

環境整備についてでございますが、現在、町では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など、在宅で生活しておられる方に要支援者登録制度の御案内を差し上げ、登録申し出の提出された方を名簿登録しております。また、災害に備え、あらかじめ民生・児童委員、児童委員、社会福祉協議会、消防署及び警察署等の支援にプライバシーの保護を図りながら、情報提供をさせていただいているところでございます。

災害発生時には、行政のみでは対応が困難なため、町民、民生・児童委員、ボランティアなどと協力し、警察など関連機関との連携を図りながら、要支援者の安否確認、避難誘導を実施する必要があります。特に視覚障害者や聴覚障害のある方などの要支援者には、災害時の情報の伝達は最も大事なことであります。必要に応じて、支援者などを通じて、わかりやすく避難に関する情

報をお伝えする必要があります。

また、避難所にも多くの多様な情報伝達手段を用意することが望ましく、避難所にはラジオ、テレビや筆談用の紙、筆記用具などを準備しておく必要があります。

要配慮者対応避難所といたしましては、設備面の配慮から、スロープ、自動ドア、車椅子トイレ、エレベーターなどの設置されている施設が指定避難場所として十三カ所ございます。また、災害時の指定避難場所において、避難所生活が困難な高齢者や障害がある人など特別な配慮を必要とする方が避難をする施設として、福祉避難所を開設することも必要でございます。

平成二十六年度に二次避難所として福祉センターを福祉避難所に指定いたしました。福祉避難所は十分な避難スペースの確保が求められており、保健センター一カ所では不十分であると思われるので、厚生労働省が示す福祉避難所設置・運営に関するガイドラインに基づき、災害時要援護者対応施設を福祉避難所として指定するよう整備を進めるとともに、民間福祉施設、特に介護施設などと福祉協定を結ぶ方向で関係団体と検討していかなければならないと考えております。

また、要支援者の避難所生活が長期化する場合は、必要に応じて医療・福祉サービスなどが受けられる施設に移動いただくことや専門的な人員などを確保するために、岐阜県災害派遣福祉チームなどへ支援を要請することも必要であると考えております。

今後も、災害時避難要支援者名簿を定期的に更新するとともに、災害時に備え、災害時避難要支援者への支援等について、関係機関と連携を図ってまいります。

それから二点目の、現在行われております海津、垂井、関ヶ原との共同実施の実績評価ということでございますが、平成二十六

年度の新規事業で、海津市、垂井町、関ヶ原町、養老町の合同で実施されました手話奉仕員養成講座は、毎週二時間、年二十六回の二年コースで、平成二十六年度は入門課程講座、平成二十七年度は基礎課程講座が西濃総合庁舎で実施され、関ヶ原町一名、垂井町四名、養老町一名の計六名の方が受講されております。

なお、現在継続中の事業でありますので、評価は現在のところできませんが、事業完了後に評価を行い、次期につなげたいと存じますが、次期からはさらに多くの人が参加できるよう幅広く広報してまいりたいというふうに考えております。

それから実績でございますけれども、二十六年度の社会福祉大会における聴覚障害者から、手話が完全に理解ができないため、要約筆記者の利用希望がございました。当町から一般財団法人岐阜県聴覚障害者協会へ要約筆記者二名の派遣を依頼いたしました。また、人権推進大会においても、同協会に要約筆記者四名を依頼してあります。また、例年、町社会福祉協議会を通じて手話サークルたつの子さんより数名の方がボランティアで手話通訳をしていただいております。その他の講演などについても、町の手話などの利用希望があれば、随時同協会に派遣依頼をしたいと考えております。

それから、四点目の千三百年祭への対応ということでございますが、千三百年祭におけるイベントなどの開催時に、視覚・聴覚障害者が観光客に対応できる専門スタッフの配置はできておりませんが、これまでも支援が必要な方に対しては、職員やボランティアスタッフなど、おもてなしの心で、できる限りの対応をさせていただきます。十一月に開催いたします親孝行のふるさとフェスタでは、聴覚障害者とのコミュニケーションを図るために、筆談用のメモを用意するなどの対応を考えております。また、

二〇一七年の本祭に向けて、専門スタッフの配置やボランティアスタッフの増員など、関係機関と協議しながら、皆さんに参加いただけるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） たびたび出てくる県聴覚障害者協会ですけれども、養老町は負担金を出していないというふうに聞いておりますが、各自治体まちなちのようですけれども、この協会を財政的に支えるという点でも、また派遣事業を協力的にお願いする立場からも、新年度予算でぜひ検討していただきたいと思えます。

それから公民館での講座ですけれども、一つの公民館で十名をそろえるというのは大変難しいと思います。河北で一教室、また中央で一教室、東部で一教室と、そういうふうな広域的な事業として発展していただけることを希望し、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野村永一君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時四十分いたします。

（午前十時二十七分 休憩）

（午前十時 四十分 再開）

○議長（野村永一君） 次に、二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） ただいま議長より指名をいただきました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

これより、三つの項目について一般質問を行います。

まず一つ目の項目は、前回の六月議会に引き続きまして、養老サーブスエリアに設置を予定しているスマートインターチェンジの進捗状況についてお伺いします。

現在、スマートインターチェンジ設置予定地域である橋爪地内にアクセス道路等の工事が順次発注されています。しかし、現地を見ますと、肝心の本体工事がここ長らくストップしており、遅々として進んでいないように見受けられます。予定では、供用開始はことし十二月となっております。六月議会において、十二月の供用開始は間に合わないのではないかと質問した際には、一日も早い供用開始を目指すとの回答のみで、期限に間に合うかどうかについてはお答えいただけませんでした。

ことしも、早いもので残り三カ月と少しとなりました。町長にお聞きします。今から昼夜を問わず突貫工事を行ったとしても、予定の十二月中のスマートインター開通は物理的に間に合わないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。十二月供用開始は間に合いますか。これについては、イエスカノーと一言だけお答えください。

二点目、工事の進捗は予定より明らかに遅れているわけですが、遅延理由は何でしょうか。これは、具体的にわかりやすく御説明ください。

三点目、これ以降は、一点目の回答がイエスの場合のみお答えいただければ結構です。供用開始がえられる可能性が高いと判断いたしますが、行政内でおくれることがわかったのはいつの時点であったのかお答えください。

四点目、供用開始はいつになるのか。目標でも結構ですので、目安となるものを数字でお答えください。

以上四点について御回答ください。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員のスマートインターチェンジの進捗状況について、御回答を申し上げたいと思います。

六月議会と同じ御質問でございます。開通時期に関することにつきましては、関係者と協議を終えた後、地区協議会、いわゆる警察、それから他の自治体等の地区協議会を含めた地区協議会に諮って、地区協議会にて決定する必要がありますので、このため開通時期に関係することにつきましては、このような手続を終えた後、公表することになるかというふうに思います。

二番目の供用開始が予定よりおくれた理由等の問題でございますが、開通時期に関することにつきましては、繰り返しになりますけれども、関係者と協議を終えた後に地区協議会に諮り、決定する必要があるという、これは行政手続でございますので、このため、この件につきましては、この手続を終えた後に速やかに公表することになるかと思えます。

なお、養老サーブエリア・スマートインターチェンジの進捗状況につきましては、答弁をいたしましたけれども、地元を含めた関係する方々に事業の進捗状況等について丁寧に説明しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 先日の決算特別委員会において、建設課課長の答弁、私からの質問ですが、物理的に工事が間に合わないのではないか、今私もそのように質問させていただいたんですが、行政手続の話で何だか回答されたので、私が聞いているのは、

物理的に間に合わないんじゃないかという話を聞いているわけですが、町長としてはそのところをまだ見解が出せないということでしょうか。ちよつとこのことを先にお答えいただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

あと課長、私から決算特別委員会の中で物理的に間に合わないのではないかという問いに対して、課長は間に合わないといううな趣旨のお答えをいただいたかと思うんですが、今の町長の答弁とは少し食い違うのではないかと思うんですが、執行内での意思の統一ができていないのではないかと、ちよつと今疑問に思うので、その辺の説明もお願いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） スマートインターチェンジの開通につきましては、ただいまも申しましたように、関係者等と鋭意努めているところでございます。執行部内の認識の不一致ということもあるかと思いますが、行政手続における問題というふうに捉えていただければと思います。

○二番（岩永義仁君） 町長、物理的にどうかを聞いておるんですよ。工事が間に合うのかどうかを聞いておるんです。突貫工事をやっつて間に合わんじやないかというのを問い合わせておるんですけど。

○町長（大橋 孝君） 物理的な問題につきましては、議員も御承知のようなことだろうというふうに思います。

○議長（野村永一君） 前田建設課長、答弁。  
○産業建設部建設課長（前田勝治君） 決算特別委員会の際の回答ということで、岩永議員さんにお答えします。

あのときの回答としまして、私は確かに技術的にといってお話をさせていただきました。でも、今ここでは、町としましては、今、

町長が答弁したとおり関係者と協議を終えた後に地区協議会に諮りと、地区協議会で決定する必要があるということでございますので、決算委員会の際の答弁のとおりということでは、この場は控えさせていただきます。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 最後の三回目の質問ですが、決算特別委員

会の中とこの答弁と内容が違うという、ちよつとその趣旨が私には理解できないんですけれども、なぜ答弁が変わるのか、ちよつと今理解に苦しんでおります。とはいえ、技術的にとあのころ話していた、まだ先日ですね、技術的に、技術屋の立場としてこの工事は間に合わないかと前田建設課長が答弁されたのは事実ですので、ここで議事録に残すよう私は発言しておきます。

このスマートインターチェンジは、名神高速道路が開通して以来、養老町を南北に分断し、我々は眺めることしかできなかったものを、ようやく町のために有効利用できるといったものです。そのため、近隣市町も含めて町内外から大変大きな期待を持って待ち望まれています。恐らく、このスマートインターチェンジができることを見越して、（仮称）橋爪大橋や新食肉処理場といった県の事業も進んでいるはず。行政においては、養老町の未来のためになくてはならないものであるということをもう一度再認識していただいて、この事業に取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、もう一度聞いておきます。

本年十二月の供用開始に間に合うのか、間に合わないのか。供用開始可能であるならばもうこのままで結構ですし、供用開始、間に合わないのであれば、この件についてお答えいただきたいと

思っています。

○議長（野村永一君） 柏渕産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（柏渕裕昭君） スマートインターの事業については、今、岩永議員がおっしゃったとおり、スマートインターの開通だけに限らず、そのほかのこれからの養老町のまちづくりにとりしてもなくてはならない問題だと思つて、これは最優先課題で現在進めております。

間に合うのか間に合わないのかということでございますけれども、このことにつきましては、町長が申し上げますとおり、地元を含めた関係者と協議をずうつと重ねております。

というのは、当然スマートインターは、先ほどのこの開通のみには係ってくる問題ではないと、まだ先にずうつとあると。いろいろ企業誘致であるとか、もろもろの橋の開通であるとか、そういったことも含んでおります。当然、地元、あるいは国・県、それから共同事業者でありますNEXCO中日本さん、こちらのほうを含めた全部の関係者の合意が必要です。何よりも、こういった事業を進めるには、信頼関係が一番大事でございます。そういった意味で詳しい、そういった詳細なことは申し上げられませんが、いっただけでも、今の手続上、どうしてもこの問題についてはお答えできないというのが回答でございます。これは申しわけないんですが、お願いいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 今、産業建設部長が答弁をさせていただきましたが、この場で公表しないことが一日も早い開通につながる、そういった御理解でいただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 理解はできませんが、次の質問に入ります。続いての質問、三セク会社、養老の郷づくり会社の情報公開についてであります。

この件も、六月議会の一般質問において指摘しましたが、三セク会社に対して、議会議員として会社訪問や視察を行いたいと再三にわたって要請しておりますが、三セク会社の事務所が設置されている出資会社に拒否をされ、実現しておりません。また、六月議会において、副町長からは、この会社への視察が実現しない件に関して、早期の情報公開を期待する旨の発言をいただいております。町民のお金が出資金として投入されている三セク会社の情報公開の現状について、町長、副町長はそれぞれどのように考えているのか、両者の見解を求めます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをしたいと思います。

二〇一七年を目標年次とする養老町の新しいまちづくりビジョン、新生養老まちづくり構想に掲げる養老の郷づくりの実現に向け、養老の郷づくりを推進するまちづくりの牽引役として、民間のノウハウ、いわゆる資金や知恵などを最大限に生かしながら、行政などとの連携や支援のもと、郷づくりの各種事業を先導、推進していく主体として、第三セクターである養老の郷づくり株式会社を五月二十五日に設立いたしました。会社の所在地につきましては、出資者で構成する発起人で、会社の運営が軌道に乗るまでの間は、共同出資者の筆頭であるエイキッド株式会社が建設している縄山の敷地内に事務所を間借りすることを決定されました。

先般、議員からの調査依頼により、会社訪問や視察について会

社へ確認をしておりますが、松岡社長からの回答は、「現段階では、エイキッド株式会社の情報があることから、関係者以外の方の入所をお断りさせていただいております。今後、情報が整理された段階で、会社訪問を可能としていきたいと考えています」とのことです。その旨を御報告していただきました。現在もその状況は変わっておりません。また、設立当初から、事務所以外であれば会社に関する説明は可能であると、その旨も御連絡をさせていただいてるところでございます。

公益性と企業性をあわせ持つ第三セクターについては、経営健全化の推進が求められているところであり、総務省が平成二十六年八月に策定された第三セクターなどの経営健全化に関する指針では、原則として二五%以上の出資を行っている法人などを対象に、その会社の経営状況の把握、監査、評価などの関与に関する留意点を示しております。

この会社の設立に当たっては、民間のよさを最大限に生かしていただくため、町の出資比率は極力抑え、会社の形態も経営の自由度が確保され、行政にとって費用負担が少なく、有限責任である株式会社とする旨を議員各位に御説明を申し上げてきたところでございます。

この養老の郷づくり株式会社は、出資比率二四・八%であり、町が関与する対象の法人とはなっておりません。しかしながら、町民の皆様にも会社の活動について、御理解、御協力をいただくために、共同出資者であるエイキッド株式会社、ミズショー株式会社に御理解を賜り、会社設立の際に、年一回は町が行う会社への諸帳簿の調査に応じ、その調査結果の内容の取り扱いについては町に一任するなどの四つの事項について合意の覚書を締結いただきました。町といたしましたは、この覚書に基づいて情報提供



に努めてまいりたいと考えております。

なお、養老の郷づくり会社は第三セクターであります。法律に基づく株式会社であり、会社の経営方針などは株主総会などで決定され、その決定に基づいて運営されるものであります。したがって、町から会社へ依頼すれば、その全てを帯同していただけるものではないと考えておりますが、町は出資者であり、株主としての権利を有しておりますので、出資割合に応じた権利は行使していきたいと考えております。

なお、その権利を行使できるのはあくまでも養老町としてであり、一義的には町を代表する私、町長が権利行使の判断をするようになると思います。

今回の議員からの会社訪問や視察に関する要望については、その許可の決定権は会社側にありますので、会社の決定を尊重することが必要かと存じます。このことは、町はもとより、議会や議員、町民におかれましても同様であると考えています。

最後に、皆様に御理解をいただいで設立された養老の郷づくり株式会社が定款に基づいて事業が進められ、町民や町にとってこの会社の設立が意義あるものであると思っております。議員各位の御支援、応援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野村永一君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 町が出資した会社の情報開示に関する御質問にお答えいたします。

六月議会でも御答弁申し上げましたが、先ほど町長の答弁にもございましたように、別の法人格ということでありますので、早く体制が整って一日も早く情報開示されることを期待したいと思っております。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 第三セクターという責任の所在が不明確なものに対する調査や監視を、議会議員が行えないというのはどういうことでしょうか。これでは、設立に際して危惧されてきたさまざまな事項に対するチェックを行うことができません。事務所が民間企業にある出資会社の中——エイキッド株式会社のことですが——中にあり、三セク会社ではなく、出資している会社の機密保持のために我々が立ち入ることができないということならば、早急に事務所を独立した場所、例えば役場内等に移動させる必要があると思いますが、まずこの点についてお答えください。

もう一つ、現在、このように三セク会社の現状を知ることができない状態にあり、三セクについての情報を入手することが大変困難となっています。今後、どのように三セク会社についての情報公開を行っていくかについても、詳しくお答えいただきたいと思っております。

以上二点についての回答を求めます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 何度も申し上げますけれども、これは普通の株式会社と同様の会社でございます。もちろん町が出資している会社でございますけれども、事務所の移転等についての御質問でございますいたけれども、それをするかしないかも会社のほうの判断であるというふうに考えております。

ただ、設立に対して、当時議員は失職してお見えになりませんでしたけれども、私が何度もこの第三セクターを設立するに当たって申し上げてきたときは、会社の自由度、効率、資金等を重視

してということ御説明を申し上げております。ということとは、第三セクターであるから、公共の関与が強過ぎることのないうようにということでございます。多くの赤字の第三セクターは、そういった行政の関与が過大であるから赤字になったという部分が非常に大きいというふうに考えております。

もう一つ、本町においても、この決算書の二百二十四ページにあるように、さまざまな会社に出資しております。スポーツ連盟であったり、それからJR東海にも出資しておりますし、名鉄にも近鉄にも出資をしているところでございます。これらの会社と何ら変わるところのない会社であります。最大限に民間の企業としての役割を果たしていただけるものであるというふうに私は信じておるところでございます。

当然のことながら、取締役会等へも私も参加をさせていただいておりますし、経営の部分についても、行為において報告もいただいております。先ほども申しましたように、情報公開という部分につきましては、年一回の帳簿を調べるといふようなことをもって公表するというところで、私はそういった自由度をもって、これから責任を持ってまちづくりのために尽くしていただける会社だといふふうに考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 以前の議会で起きた三セク会社への出資を取りやめる修正、そして町長の再議、再び議会での再可決。結果、出資を取りやめるといふ養老町始まって以来の出来事が起こったのは、今日のような状況を危惧してという部分も大いにあります。もう既に、何かこの第三セクターに関して問題が起きたときの責任逃れのような答弁がされているように私には感じるわけですね。

れども、これ以上の危惧が現実となることのないよう、今後は速やかにこれらの件について積極的な対応がなされるよう指摘して、次の三つ目の項目の質問に入らせていただきます。

次に、有害鳥獣の有効活用による特産品化の実現に向けての質問を行います。

近年、都市部を中心にジビエ料理が人気を集めております。ジビエとは、フランス語で野生の鳥獣を意味します。

近年、養老町では、鹿が年間約四百頭、イノシシが二百頭ほど捕獲されています。これらの有害鳥獣は南濃衛生で処理する方針とのことですが、この何もしなければただ処分されるだけの有害鳥獣ですが、資源として活用すれば人気のジビエ料理に変貌します。町で特産品化を進める考えはありませんか。

もう一点、ことし五月より、養老山一帯で熊による問題が起っております。現在は、町の有害鳥獣対策の中に熊は想定されていませんが、今後は熊も想定した内容のものに変更されるのか、教えてください。

以上二点、よろしく願います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 有害鳥獣の特産品に向けての考えということでございますが、本町におきましても、御指摘のとおり捕獲数が年々増加する中で、捕獲後の処理などに苦慮をしている現状でございます。また、その処理方法や資源としての有効活用が課題になっているところもございます。

御指摘のように、本年、その処理につきましては、南濃衛生において一般ごみとして処分することを議会でも御了承いただいて、処理をさせていただくところでございます。

ジビエ料理としての活用は、有効な取り組みの一つであると認

識はしておりますけれども、捕獲したイノシシや鹿の肉を加工・販売するには、かたさ、においなどを抑えるため、捕獲後三十分以内の血抜きや内臓処理など、速やかな処理が必要とされ、有害鳥獣の加工施設の確保や、一般的にイノシシは冬肉に比べ夏肉は脂の乗りが悪く、年間を通じて品質の均一性の確保が難しいこと、また継続的な処理数の確保による安定的な供給体制や販路の確立など、さまざまな課題があるようにございます。

議員の御提言による有害鳥獣のジビエ料理としての活用については、猟師の捕獲意欲の向上や波及効果も想定され、事業化に向けての安定的な供給体制や販路の確立などが構築されると、大変有効な取り組みになるという思いでおります。

今年度から実施する養老町特産ブランド認証制度などを活用して、魅力ある特産物としていくことも考えられますが、過去に食肉関係者や猟友会に聞き取りをした際には、安定的に供給できる販路がないなどの理由により、難しいという意見が多数でございました。

今後、具体的な取り組みをしていただける事業者等が出てくれば、町としても支援を検討してまいりたいと考えております。

二点目につきましては、熊も想定していくのかということでございますが、従来、本町には熊が生息していないという認識でございましたが、三重県が放獣したツキノワグマの所在地調査の行動域からもわかるように、熊の行動範囲は広く、本町も熊の生息エリアである地域としての認識に転換する必要があると思えます。

現在、当町内において熊による人的被害や農作物被害の報告はありませんが、熊を目撃した場合や農作物等の被害等の発生が確認された場合は、岐阜県ツキノワグマ管理マニュアルに基づき対処することとなりますので、県や養老郡猟友会と連携して対応し

てまいります。

なお、熊を本町の鳥獣被害防止計画の対象鳥獣にするか否かについては、養老山地の県境付近に出没していた今回の問題を受け、県が実施する西南濃地域の山林における熊の生息数、行動範囲を割り出す調査などの結果や熊による農作物被害の有無の状況を踏まえて判断してまいります。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 最近では熊騒動がありました。また、鹿の不法投棄という、ちょっとほかでは聞いたことがないような出来事もありました。残念なニュースではありましたが、しかし、これらは見方を変えれば、我が養老町にはこれだけの豊かな自然があるということであり、これを生かささない手はないと考えます。

先ほど質問したスマートインターチェンジや、また今建設中の東海環状道路のインターが実現すれば、交通の面では、近隣市町と比較しても非常に大きなアドバンテージを持つことになり。さらに、県の重点道の駅に指定されている町内に計画中の道の駅などでこのジビエ料理を提供できれば、既に東海・中部地方では有名な焼き肉とあわせて、大いに養老町の食の特産品とすることができるとは思いますが、できない理由ではなく、まずどうすれば実現可能になるかと検討してみたいと思います。このことを申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野村永一君） 以上で、二番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） それでは、通告に基づきまして、一般質

問をさせていただきま。

私は、幼稚園、小学校、中学校に在籍をする第三子以降の生徒に給食費の補助金を支給してはどうかということについて、質問をさせていただきます。

私も町でも、御多分に漏れず、人口の減少化については全国の市町村が頭を抱えているところであります。そこで、私は町がとり得る一つの政策を提案してまいりたい、このように考えます。まず人口の減少化でございますが、若い人たちが住みたくなくなる町、これが大前提であろうかと思えます。

そこで、住みたくなくなる町を実現するために、そしてまた人口減少を食いとめるために、二つの政策があります。その一つは、若年女性人口と申しまして、二十歳から三十九歳までの女性の皆さんの町外への流出を防ぐ、二つ目には、同じく同年齢の皆さんの出生率の上昇を図ることです。

それでは、今、養老町の人口がどんな推移をしておるのかというところを調べてみました。

二〇一〇年には三万一千三百三十二名、二〇一五年には三万七千二百二十名、二十五年後の二〇四〇年の予想では二万二千二百名となる、約九千名の人口が減少するという調査結果が出ております。そしてまた、何の人口減対策もとられない場合には、先ほど申しました二〇一〇年、二〇一五年には同じ人口でございますが、二〇四〇年には、何の対策もとらなかった場合、二万六百二十四名という試算がされております。おおよそ一万一千人の人口減少となり、まさに一般社団法人北海道総合調査会が発表しております消滅都市となる危険があり、手をこまねいているときではないと思えます。

そこで、若い人たちの労働環境も大きく変化をしております。

子育てに厳しい経済情勢が続いているのが現実であります。その実態は、一つには派遣労働者の増加であります。御存じのように、派遣労働者はボーナスは不十分であります。賃金は低く、福利厚生があればよいほうというのが一般的認識かと思うのであります。そしてまた、二つ目の要因は、パート労働者が大変多いということでもあります。夫婦で働けど働けど生活は苦しいのが現実であります。とても子育てに適している経済環境とは言えないのであります。

私は、子育て支援を充実するために、現在、当町でもさまざまな政策が実施されております。医療の無料化、のぞみ学級の開催、そしてまた準要保護制度の実施等があるわけでございますが、私は、現行の制度だけでは、若い人たちが住みたくなくなる町には十分と考えるのであります。

そこで、当町では、子育て中の家庭を対象に、幼稚園、小学校、中学校に通う第三子以降の園児・児童・学生を対象といたしまして、毎月の給食費を補助していくべきではないかと思うのであります。

ちなみに、第三子、第四子の該当園児がどれくらいお見えになるかと申しますと、園児については四十四人、児童については二百四十一人、中学生については百十二人となり、第四子、第五子を含めても約四百五十名程度の対象者数になると思われま。予算的には、約二千五百万円ほどが年間必要になります。先ほど述べましたように、何の人口減対策が講じられない場合には、二十五年後には一万一千人の人口が減ってしまいます。これは、養老町で最大の地区の高田、笠郷地区が全て消滅してしまうというような、大変ショッキングな数字であります。ですから、私は人口減少に歯どめをかけるため、上記の施策を提案するのであります。

す。

また、県内のある市においては、来年度より保育園の全園児を対象に保育料の無料化を実施し、年間七千万円を予算化すると発表をしております。若い夫婦にとっては、どうせ住むならそんなまちに住みたいなあというのが必然ではなかるうかと思えます。もちろん、これは県内の市町村のことであります。

ある人は、ばらまきと批判をするかもしれませんが。しかし、現実に一人当たりの年間保育料は約三十万円かかります。給食費については、一人約五万五千円ぐらいになるのであります。若い夫婦にとって、もし四人の子育てをしたら、給食費は年間約二十二万円となり、大変な負担が生じてまいります。子供を多く抱える夫婦にとっては、給食費の補助金ありがたい子育て支援と思うのであります。

よって、私は、早期の実施を強く要望するものであります。教育長の御答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（野村永一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） ただいまの青山議員の質問に答えさせていただきます。

特に給食費の問題ですので、そのことに限ってお話しさせていただきます。

子育て支援というと、私は医療費とか給食費、今お話があれした保育料の免除といった金銭面での支援が競争のように行われていることが多くありますけれども、これですと、財政に余裕がある市町村が一方的に有利であると考えられます。補助については平等に、国が全国の市町村に同一保障で一斉に対応すべき問題であるというふうに考えております。お金で人を取り合うというのではなくて、地域のよさとか特色で対応していく必要があるん

じやないかというふうに考えております。

養老町では、県内でも珍しい各学校で調理をするという自校給食を実施しております。子供たちや転入職員からは、大変温かくておいしいと好評です。温かくておいしく、愛情のこもった給食を提供することが何よりの子育て支援であると、すばらしい施策であると私は考えており、これからも継続していけたらと考えております。

本来、学校給食法では、施設設備費や調理員費、光熱水費といった学校給食の経費は学校の設置者の負担となっており、町が負担するわけですけれども、給食の実施には現在も多くの費用がかかっております。一カ月平均十七食なんですけれども、幼稚園で一カ月四千元、一食当たり約二百三十円です。小学校では一カ月四千五百円、十七で割ると約二百六十円、中学校は一カ月五百円、一食当たり約三百五十円という値段になっており、このように安価であるのは町が経費を負担しているということがあります。

また、学校給食法では、経費以外の給食費に要する経費は学校給食を受ける保護者の負担となっておって、受益者負担が原則となっております。でも、養老町では何もやっていないかというところではなくて、全ての園児・児童・生徒に対して週一本の牛乳費、年間四十四本分の補助を実施しています。昨年度の実績でいきますと、五百九十四万六千円の補助を実は行っています。また、さらに保護者の経済的理由により就学が困難な準要保護生徒については、給食費の全額を補助しております。昨年度の実績で六百八十五万四千円を補助しています。この両方ですけれども、県内の二十一の町村で全て実施しているわけではなくて、養老町は実施しているほう、細かい数字は今申し上げませんが、

も、全ての市町で同じことを実施しているわけではなくて、養老町は進んでいるほうだと私は考えております。

ちなみに、今お話にあった第三子以降の園児、小・中学生に給食費を補助するとなると幾らぐらいかかるかといいますと、先ほど青山議員は四百五十名と言われたんですが、私は三百九十七名で、全園児・児童・生徒の一四・六％に当たります。結構たくさんの子供たちがいるんだなあとということがわかったわけですが、幼稚園に四千円、小学校に四千五百円、中学生の子らに五千三百円補助すると、今のことしの児童・生徒数でいきますと、二千三十九万五千円、二千万円かかります。これを毎年補助していくのかどうかということになるわけで、以上のことから考えて、養老町では現在以上の給食費に関する補助は行っていないかという考えでおりますので、御理解ください。以上です。

〔十二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） ただいま、教育長からの御答弁、そのとおりなんです。そのとおりなんですが、子供に対して平等に宛てがう、それは当然なんです。けれども、特に第三子、第四子については、政治判断ですよ、これは。どうするのかと。養老町の人口減少を食いとめるために、第三子、第四子の子供さんができると、一年に二十何万という給食費がかかるんですよ。四人いれば二十万かかるんですね。そこら辺を高度な政治判断でやっていくべきではないかと、一石を投じたわけです。

私は、予算はこれから提案してまいります。町長、安心してくださいよ、二千万の予算は。当然、次の一般質問でこういうふうには私は提案します、予算を確保しました。町長、実現してくださいということ、またお願いをしたいと思います。それを要望いた

しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。  
○議長（野村永一君） 以上で、十二番 青山貞一君の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、二問について質問をいたします。

最初に、土地改良の統合についてでございます。

現在の日本における農業事情や現状を鑑みますと、農業経営の従事者は高齢化をしております。若年層の後継者はほとんどないに等しく、数は少ないものでございます。したがって、今後の農業経営に著しく支障を来すというふうにごえられるわけでございます。

当町におきましても、担い手農業が主流でございます。個別の経営体が現在七十人、また法人の経営体が十五組織、また集落の経営体が九組織ということでございますが、先ほど申しましたように、従事をしている方は非常に年齢層が高いものでございまして、先ほど来、青山議員からもございましたが、少子・高齢化に伴いまして、二十年后には三人に一人が六十五歳以上と推定をされておるわけでございます。この農業の経営体の維持も危ぶまれておるといのが現状であるというふうにごえっております。そんな中がございますが、今月開かれました県の農政審査会におきましても、来年度より五年間の農業施策の方針を示す計画案、岐阜農業基本計画が示されました。その中にも、担い手づくり、また集団化に重点を置く施策ということが位置づけられております。

現在の農業施策も、農業機械等の補助、元気な農業産地構造改革支援事業がございます。また、農業生産の担い手の育成事業などが、県や町におきまして補助金の交付も投じておりますが、やはり若年層が今後農業経営を営むには乏しい現状であるというふうに察知するわけでございます。

他の新しい農業を二、三紹介しますと、高齢化等で廃業したハウス、こういった施設を町の仲介によって次世代の希望者に貸与すると、そんな事業。また、企業が農園を経営し、所有者や地元民を雇用する事業。また、閉鎖した工場、こういったものの人員削除の転換から、その工場の空調を利用した水耕栽培をするといったようなことが行われているのが実情でございまして、どの地区におきましても農業経営の試行錯誤が行われておる状況でございませう。

やはり今後の農業は、大規模で集積した圃場の中、少人数で効率がよく、利便性の高い農業経営が望ましいのではないかとこのふうに考えております。十数年前に持ち上がりました養老東部のパイロット事業、これが現在現実化しておれば、大規模な集団的農業経営も一部可能であったのではないかとこのうようなことで、悔やまれるところでございます。

そこで、当町におきましても大規模補助を構築し、少子化にも対応し、農業経営を守るために、少数で効率の高い作業が期待できる土地改良の統合を提案するものでございます。

ちなみに、土地条件は大きく違いますが、大垣市におきましては、やはり生産組織十八、認定農業者が十三といった中で、用排水系統が極めて複雑でございまして、施設が十分完備していません。また、そのことによって毎年の冠水や洪水の被害を受けて農業の生産性を阻害してきたと。そんな中から、用排水路の整

備・改良、また排水機の増強、区画整理を中心とした土地改良事業を施行されたということでございまして、近代農業の確立を図るために大垣土地改良区として、これは受益面積が四千五百八十ヘクタール、組合員が八千三百十八人でございましたが、統合されたようでございます。

質問でございますが、今後の当町の考え方といたしまして、十二の土地改良がございませう。特に、用排水機場整備に伴う起債の残もある土地改良がございませうが、また海津市の受益者を持つ土地改良もございませう。非常に難しいかと思ひますが、最小限、北部、中部、南部、こういった三地区程度の分離をしながら統合の要望をしたいということでございませうので、その点について町長のお考えをお伺ひいたします。

次に二点目でございますが、排水機のあり方でございます。当町の南部地区、池辺の大巻でございますが、先ほど申しました二十二の土地改良区に含まれます排水機場が、南濃町、これは駒野新田と申しますが、そこを含みましてわずかに千八百メートル、この間に六基の排水機場がございませう。一部改良や移設された機場もございませうが、起債等も二カ所の排水機場についても、平成三十四年には最終償還がされるということでございませう。また、ほかの四カ所の施設については非常に老朽化が進み、改修・修繕が必至でございます。この際、このわずかに千八百メートルの間に六カ所もある非効率的な排水機場の統合、これもあわせて望むものでございます。

また、機場の形態を見ますと、各土地改良区の単体で賦課金を支払い、一部県や町の補助を受け、維持管理をしておりますが、自然の雨、これは農業の受益者には関係ない部分だというふうに解釈されるわけでございますが、自然の雨にも対応をしております。

す。それが受益者だけの負担で行っておるといふところに矛盾を感じるのでございます。

また、昨今の予想される集中豪雨、現在も避難命令が出て避難をしておる地区もあるわけでございますが、そんな施設で耐え得るといふにはほど遠い排水機場というふうに考えております。したがって、統合し、大規模な排水機場が不可欠であるということでございます。それにまた、他の地区で見られますように、国土交通省の管轄のもと、運営される機場が望ましく思っておる次第でございます。

以上二点について、町長のお考えを質問いたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいま、大橋議員より二点の御質問がございましたが、相互に深く関連するということで、一括して御回答を申し上げます。

現在、土地改良事務の効率化を図るために、昭和五十七年四月に養南土地改良合同事務所が設立をされまして、今日までに十八の土地改良区が参加され、運営されております。土地改良事業の合理化や、さらなる運営経費の節減、運営基盤の強化ということになりますと、やはり統合をしていかなければならないと考えております。

また、近年の農業情勢も大きく変革している中で、これに対応すべく基盤をしっかりと整えていかなければならない土地改良事業の重要性を認識し、統合の推進については町としても進めていかなければならないと考えているところでございます。

したがって、土地改良区の統合についての指導、推進ということはもちろんであると思いますが、土地改良区の規模や財産、そして賦課金や用排水の系統もそれぞれ相違していることから、

こういったものの実態を明らかにしながら、それぞれの土地改良区の役員や組合員の理解を得るとともに、地域の合意形成を図っていく必要がございます。

養老町の地形や条件を鑑みますと、議員の御提案される北部、中部、東部に分ける編成は望ましいと考えられますけれども、本町では慣行水利権や輪中堤等が散在し、おのおの土地改良区を守り、維持してきた古い歴史がありますので、このことも踏まえて考えていかなければならないと思います。

かつて、本町の東部地域において、土地改良区の再編を踏まえた大規模な国営による農地再編整備事業の計画がなされましたけれども、残念ながら、結果として関係者の同意が得られず断念した経緯がございますが、今後、地元や地権者、耕作者の意向、また関係団体の意見をよく聞きながら、基盤整備とあわせて、議員の御指摘にありますように、排水機場の統合や管理方法についても、将来を見据えて検討していかなければならないと考えております。

本町では、県、県土連、関係土地改良区及び養南土地改良合同事務所組織する養老町関係土地改良区合理化調査検討委員会を平成二十五年十月に設置をいたしまして、土地改良区の現状と今後の方向性について調査・研究、分析等を行い、今後のあり方を現在検討しているところでございます。

昨年八月に、各土地改良区の役員の皆様を対象として土地改良区の合理化に対するアンケート調査を実施いたしました。このアンケート調査から、土地改良区の統合整備の問題について整理をいたしますと、地域性の違い、賦課金の差、基盤整備水準の違いなどの課題が多く、また排水機場に関して、機場の設備の老朽化が著しいという意見も多くあり、土地改良区合理化調査検討委員



会では、統合するためには農業基盤の整備等が不可欠であるという結論となりました。このために、本年八月、土地改良区合理化検討委員会の下部組織といたしまして基盤整備推進部を立ち上げ、本年度中に基盤整備構想の案を作成することとなっております。

現在、国は農業競争力強化のための農地の大区画化や汎用化等を進め、担い手への農地集積や集約化等を推進しており、町といまして、基盤整備の未整備地域について、排水対策を考慮した大区画化の再圃場整備事業等が必要であると考えておりますので、今後とも事業化に向けた取り組みや土地改良区の統合についてもあわせて進めていく所存でございます。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 難題が多くあるということは認識をしております。いずれにいたしましても、一步一步前進する前向きな施策を期待しております。

そこで再質問でございます。

この案件については、現在、総務省から推奨されております地方創生事業でございますが、その趣旨につきましては、少子・高齢化の進展に対応し、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持するために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するという趣旨の中から、地方創生交付金というのが現在行われておる次第でございます。今回の案件につきまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金といった欄がございますが、適用され、活用することはできないのかをお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 川地産業建設部参事。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） ただいまの大橋

議員の御質問にお答えをさせていただきます。

土地改良区の統合の推進ということで、地方創生に関する交付金を活用したらどうかという御質問をしていたというふうに思っておりますが、少子・高齢化の進展に対しまして、人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的にまち・ひと・しごと創生法が制定され、現在、本町では地方版総合戦略を策定しているところでございます。土地改良区の統合・合理化に向けた取り組みにつきましては、重要業績評価指標、いわゆるKPIでございますが、こういったものの課題の整理はございますけれども、未来につながる農業づくりといたしまして交付金の活用ができるよう、今後検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） それでは、何度も申しませんが、一步一步前進する前向きな施策を期待して、この質問を終わります。

次に、二問目の質問でございます。気象・防災セミナーの開催についてでございます。

このセミナーは、五月三十一日に大垣市において、県の防災課と気象庁が主催で行われた講座でございます。こちらにチラシがございます。このチラシでございますが、集中豪雨での避難行動講座と銘打った講座でございます。

昨今の異常気象を受けてまして、どの町村もいかにして市民や町民に集中豪雨での避難行動や気象情報、そういったものによる用語、用語がわからなければ何をしたらいいのかわからないとい

うようなことの中、その用語が、例えば避難勧告だとか避難指示だとか、特別警報だとか、いろんな用語がございますが、そういった中でその用語やら、またその活用方法をわかりやすく紹介された講座でございます。

また昨今も、ことし七月には、高性能次世代気象衛星「ひまわり八号」が打ち上げられました。それによりまして、画像の解析度や撮影頻度が高性能になりました。気象予報も以前とは異なったデータの集積で、より正確な情報が得られ、防災・減災に役立つというふうに言われております。

また、災害は日本の宿命というふうなことも言われておりまして、毎年、地震、また台風、風雨による河川の決壊、土石流、火山の噴火など、さまざまな大災害が毎年のように起きております。ちなみに統計によりまして、日本は国土の七割が山地で、断層が多く、複雑な地形のため、崩れやすい国土であると。特に雨が多く、梅雨、台風がもたらす豪雨は世界有数でございます。不名誉にも世界第二位ということでございまして、およそ年平均九百七十三ミリほどの雨が降るそうでございます。また、地震国でもございまして、二十世紀において、世界のマグニチュード八以上の地震の二割が日本で起きておるそうでございます。五十一年のうち十回が日本で起きておるそうでございます。また、火山の数も世界第二位で、八百ほどある火山のうちの百十の活火山が日本だそうでございます。

こういった中、いろいろ気象情報、そんな中でそれぞれに対する注意報、警報、また避難情報、最近では、御嶽山等も噴火いたしました。火山レベル情報というようなことで一から五までであるようございます。

そういった内容を熟知しながら、その情報が出たときに何を知

らせて、何を伝え、どう行動したらいいのか。いま一度防災・減災の礎となります災害情報を一人でも多くの人が把握・理解をして、特に風水害の気象情報が一番多いというふうに考えられますが、そんなものを効果的に利用して、自分で考えて、情報に従い行動をしながら、全てを行政に頼ることなく自分の生命・財産は自分で守る、自助と申しますが、そういったことが必要ではないかというふうに考えております。

そこで、こういった趣旨のセミナーの開催、こういったものを要望したく、この件について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 気象・防災セミナーを養老町で開催してはということでございますが、その前に、先日の台風十八号において、特に茨城県常総市、大変な水害がございました。亡くなられた多くの方々に御冥福を申し上げます。亡くなられた市のみならず、他の地域においても十数カ所の堤防決壊が起きているというふうなことで、同じ地形を有する養老町といたしましても、特に防災については、今後しっかりと施策をとっていかねければならないというふうに考えているところでございます。

そういった意味で、議員御提案のような気象・防災のセミナーを養老町で開催してはどうかということについて、御回答を申し上げたいと思います。

岐阜県では、昨年、高山市を初め長野県や広島県において大雨による災害が発生するなど、局地的な災害が全国的に頻発したことを受けて、平成二十七年五月三十一日に、岐阜地方気象台、NHK岐阜放送局と共同主催、大垣市、清流の国ぎふ防災・減災センターと共催で「岐阜県気象・防災セミナー（集中豪雨での避難行動講座）」が開催されました。先ほどチラシを御提示されたと

ところでございますが、開催地の選定に当たっては、まず水害の可能性の高い西濃地域で実施したいとの県の考えと会場の規模等を考慮して、大垣市情報工房スイングホールに決定されたと聞いております。共催先の大垣市では、施設提供をした以外に負担の発生はなかったというふう聞いております。

セミナーの内容といたしましては、台風や豪雨など災害への備えとして、防災情報や気象情報をいかに収集し、活用すればよいかをわかりやすく紹介したものであり、セミナーのコーディネーターとして岐阜大学工学部教授の高木朗義氏が、パネリストとしてNHK名古屋放送局キャスターの寺尾直樹氏、岐阜地方気象台次長の林久高氏、県危機管理部防災課長の長尾安博氏が出演をされました。

県が実施する講座の多くは、県の方で開催地を決めて行われますが、中には避難所運営指導者養成講座のように市町の希望調査を行い、共催先を探すというケースもございます。

今回の気象・防災セミナー開催については今のところ未定であり、開催する場合でも、県のほうであらかじめ開催先を決定する場合も考えられますが、県が共催先を探しているような場合には、手を挙げていきたいと思っております。

また、町では、防災セミナーに類似したものとして、防災に対する意識の啓発と知識の向上を目的に、毎年、防災まちづくり講演会を開催いたしております。昨年度は、防災とボランティアの日であり、ちょうど阪神・淡路大震災から二十年を迎える平成二十七年一月十七日の土曜日に開催をいたしまして、二百十名の方に御参加をいただいたところでございます。講師は、「サイエンス インストラクター 阿部清人氏で、「防災エンスショー」と題し、実験を交えて、東日本大震災発生時の被災地の避難所における対

応や、被災時の情報伝達の大切さについて講演をいただきました。また、岐阜地方気象台や岐阜県及び町では、県民や町民を対象に、防災など知識の普及を図るために、職員を派遣して出前講座を行っております。内容については、地震や風水害対策を初め防火対策、土砂災害などに関するもので、今年度は、現在のところ、消防本部の消防教室を含めて二十五回実施をしております。

今後とも、防災講演会や防災出前講座を通じて町民への防災意識の啓発を行っていくとともに、その内容については、より興味を持っていただき、役に立つものとなるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 大規模なセミナーを要望するというのは、非常に難しいところがございます。養老町にも防災士という役割の方もお見えでございますので、そういった方に協力を得られながら、小さな単位でもいいかと思われまますので、そういった講座を望むものでございます。

それともう一点、再質問でございます。有事の際には、先ほど来申し上げております重要な避難勧告、避難指示がございます。これにつきましましては、当町も恐らく防災無線等を活用されるというふうなふうに思っておるわけでございますが、防災無線を利用した場合の各地の前例、声でございますが、風雨時は当然窓を閉めておるわけでございまして、防災無線が聞こえない。また、広島土砂災害では夜中に避難勧告が出たというところで、寝ておる間に避難勧告を出されても無理だというようなお話で、ただ、被災された方々の苦情が全国的に多く聞かれております。

当町におきましても、行政無線も同様の考え方でございますが、聞き漏らした際に、聞き直せるテレホンサービスの実施をしていただくということが希望でございます。今、何があったのかなあといったときに、電話をすればすぐ回答が出るようなテレホンサービス、これを希望するというものでございまして、町長に返答をお願いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 防災無線テレホンサービスをつけてはどうかということでございますが、まず防災無線テレホンサービスとは、防災行政無線屋外スピーカーから放送が流れた内容が聞き取れなかった場合や、もう一度放送内容を確認したい場合に、お電話をおかけいただく手間はかかりますけれども、防災行政無線放送を音声で自動応答するもので、防災行政無線で放送した最新の内容を聞くことができるというものでございます。養老町の近隣市町では、垂井町や海津市、大垣市、池田町が既に整備をしております。防災に関する重要な情報は二重、三重に、さまざまな手段により伝える必要があると認識をしております、本町においても導入について検討していきたいと考えております。

なお、費用といたしましては、三百万円ほどの初期費用と、毎月五万円程度の運用費用とお聞きをしております。

また、本町では、避難勧告等の防災に関する重要な情報サービスは、緊急速報エリアメールや町の登録制メール配信サービス、安心・安全メール、それから町ホームページ、ケーブルテレビでの放送などによって広く周知を行っております。今後、情報発信手段の多様化について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○四番（大橋三男君） 終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、四番 大橋三男君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。  
再開は午後一時といたします。

（午後〇時〇一分 休憩）  
（午後一時〇〇分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） 議長の許可を得ましたので、通告に基づき、二点について質問いたします。

初めに、オンデマンドバスの定時発併用についてであります。地元開催の会議や、さまざまな場所において町民と話し合う場があります。その中で、必ずこのオンデマンドバスの話が出てまいります。

オンデマンドに関する質問は、今回で三回目であります。前回、質問した安全対策、利用実績、事業費等は省略し、今後についての方向はオンデマンドバス運営委員会において進めていきたいとの回答でありました。その後、今後の考えについて質問いたします。

オンデマンドバス運営委員会の会議において数々の協議が展開され、利用者にアンケートを実施し、好評を得ているとのことです。利用者向けのアンケートだけでは何の意味もありません。しかし、オンデマンドバスを利用されていない方々にアンケートをとっても、恐らく有効な回答はできないと思います。

また、運営委員会でも、以前運行していたゲンちゃんバスの併用の話も出ていると思われま。そこで、現在オンデマンドバス

を利用されている方、また利用されていない方々から、いろいろな要望についてお話ししたいと思います。

まず、登録制についてでございます。同一世帯で家族に若い方がいても考え方が合わず、登録をすることができない。独居老人の方、認知症や障害がある方は、自分で登録することが困難であるということですので。電話予約についてであります。急にオンデマンドバスを希望される方は朝一番の時間と昼十一時から十二時までの時間帯の予約が多く、その時間に利用できない。また、帰りの予約等においても、病院などの診療時間が長くなり、予約時間間に合わず、再度予約すると希望時間より遅くなってしまいうことも時々ある。高齢者や障害を持つている方の利用には、保護者が毎日予約しなくてはならないので、とても大変とのことでした。

ほかにもいろいろありますが、福祉面での利用には、なくてはならないのが以前実施していたゲンちゃんバスだと思います。発車時間に指定の停留所を待っていれば、必ず目的地へ連れていってもらえるからです。オンデマンドバスとゲンちゃんバスの併用は、以前実施していたゲンちゃんバスだけの利用に比べ、人数も少なくなり、併用で実施しても十分現在の配車バスで対応できると考えます。ぜひとも併用運行をお願いしたいのですが、ゲンちゃんバスとの併用の考えを御回答願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの長澤議員のオンデマンドバスの併用という御質問にお答えをさせていただきましたと思います。

高齢者、障害者の利便性を高くして利用の増加をとというような御質問であろうかと思えますけれども、オンデマンドバスを御利

用いただくためには、最初の利用者登録と乗車ごとの予約登録が必要となっております。これらの手続に対しては、煩わしいとの御意見もいただいているところであり、また高齢者及び障害者の方の利用促進を図る上での課題の一つと考えております。

しかしながら、利用者登録については、予約受け付け時に登録番号をオペレーターへ伝えるだけで登録情報を素早く確認でき、迅速な予約事務が可能となり、また緊急な運休時などに予約者に連絡できるメリットもございます。利用者登録は電話でも簡単にでき、手間もかかりませんので、引き続き登録制に御理解、御協力いただきたいと思えます。

また、オンデマンドバスの利用条件としまして、御自身で乗車できる方となっております。御自身で乗車できない方については、介助の方の同乗が必要となっております。このため、障害者等の御自身での登録が難しい方は、御家族などの介助の方に御協力をいただき、登録くださいますようお願いを申し上げます。

次に、定時定路線バスのゲンちゃん号のほうがいとの声を受けての、オンデマンドバスの車両を一部利用して、定時定路線バスとして併用する件でございますが、現在所有している車両は六台で、多くて八人しか乗車できないため、乗客の積み残しの発生が懸念されます。また、残りの車両でデマンド運行を行うことは、今以上に予約がとりにくくなると考えられます。このようなことから、定時定路線バスを併用する場合は新たなバスの導入が必要となるなど、経費の面を含め検討課題であると考えております。

また、先般実施いたしました利用者アンケートの結果について御報告をさせていただきますと、百六十八名の方から御回答いただきました。利用者の状況としまして、七十歳代以上の方で、週に一、二回、病院か買い物に通う目的で利用される方が、利用

者の約七〇%を占めていることが推測されます。

また、よい点として、回答の七〇%の方が「予約した時間に来る」「電話受け付けの対応がよい」が六〇%、「乗務員の対応がよい」と「バス停が近い」がともに五四%、「運賃が安い」が四二%答えられております。悪い点といたしまして、四八%という約半数の方から「特になし」との回答をいただいております。「予約がとりにくい」が二七%、「電話予約が面倒だ」二一%、「運賃が高い」が一%という結果が得られております。

このように、実際に利用されている方からは、予約した時間に来るといったよい点としての回答が多数寄せられており、予約制によるメリットはあると考えております。皆様にも一度御利用いただいで、御感想をお聞きたいと思っております。

平成二十六年度は、予約が集中する朝八時三十分から十時三十分の間に予約を受け付けるオペレーターを二名から三名へと増員し、予約のとりにくさに対応をいたしました。また、電話受け付けなどの対応向上を図り、電話予約の面倒さの解消に努めておるところでございます。

また、予約受け付けは前日と当日のみとしておりますが、予約期間を長くすると、常時利用される方が優先的に予約されることにより、急に利用する必要がある方の予約が困難になることが考えられ、公平性に欠けることが懸念されます。このようなことから、電話予約についても継続してまいりたいと存じます。

オンデマンドバスにつきましては、多くの住民の方に御利用いただけるよう、さまざまな検討をしているところでございますが、これまでの運行実績データを詳細に解析しまして、乗車効率を高め、さらによりよい運行を図ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。回答とさせていただきます。

きます。

〔三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） 今までタクシーや定期バスを利用されていた方においては、二百円で利用ができ、非常に喜ばれると思いがすが、しかし、今までゲンちゃんバスを利用してみえた福祉対象者、すなわち障害を持ってみえる方、高齢者や介護を必要とされる方々は、定時発のゲンちゃんバスを望んでおられます。すなわち、福祉対策になくはならないのがゲンちゃんバスの運行です。

ぜひ、早期併用運行をお願いし、一問目の質問を終わります。次に、牧田川改修及び残土の撤去についてであります。毎日のように通る牧田川は、冬場、また水田に利用されるときは水無川であります。梅雨時には、また台風ときには濁流となる川です。伊勢湾台風ときには根古地内において堤防が決壊した経緯もございます。常に町内住民を脅かす非常に危険な河川であります。

国交省の回答においては、牧田川改修は下流部より順次上流へ改修工事を実施していくとのことです。数年前には烏江付近の河川整備が実施されました。また、二、三年前には高田橋東側から多芸橋西側までの堤防、左岸の立木伐採、また河川整備がされております。

しかしながら、整備されたにもかかわらず、高田橋の下ではまた砂防堰堤に土砂が堆積し、高田橋から飛びおろすことができるほど堆積しております。また、一本上流の岩瀬疊店の砂防堰堤においても、流されてきた砂利が一・五メートルほど堆積しております。多芸橋付近の砂防堰堤では、同じように整備されたにもかかわらず、土砂堆積もなく、通常に水は流れております。土砂

が堆積すれば、それが原因で、金屋、直江堤防内への漏水、南直江地区においては五日市川が牧田川へと排水されており、樋門が閉められたことにより、排水されなかった水が南直江地区、特に寿住宅においては三回ほど床上浸水が発生しております。

土砂堆積が原因なのか私にはわかりませんが、早期に砂利の撤去をしていただき、通常の流れに戻していただきたいと思っております。土砂採取に当たっては、残土が必要な業者、また砂利採取業者等の会社もあり、国交省の許可さえおれば喜んで土砂の撤去を受ける業者もあるかと思っております。どうなんでしょうか。牧田川は、牧田川の下流・上流にかかわらず家屋に被害が、人命に危険を生ずるところから、早急に整備していただくのが道理だと考えます。

いま一度、国交省にこの件について確認していただき、砂利の採取及び整備をしていただけるのか、御回答をお願いいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 牧田川の改修及び残土撤去ということで、御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、牧田川は上石津町の五僧峠付近を水源として、養老町大巻地内で揖斐川に合流する木曾川水系の一級河川でございます。

木曾川水系は、十六世紀ごろから輪中がつくられ、本格的な治水事業として現在に伝えられているのは、一五九三年から始められた文祿の治水でございます。しかし、木曾川右岸域では大々的な築堤工事は実施されず、常習的な洪水氾濫に見舞われ、一たび氾濫すれば湛水は長期間続きました。その後、一七五四年から薩摩藩による宝暦治水が始まり、一八八七年に木曾川下流改修計画が、一九二一年に木曾川上流改修計画が策定されました。そして、今後おおむね三十年間の河川整備の目標や、河川整備の内容を示

す木曾川水系河川整備計画が二〇〇八年に策定されました。この計画により、養老町内の一級河川牧田川の整備と維持が国土交通省木曾川上流河川事務所により行われておるところでございます。

木曾川水系河川整備計画の中で、牧田川につきましては、揖斐川合流部から広瀬橋までの直轄区間全体で堤防改修の計画がございます。

平成二十一年度以降実施された工事は、大巻地内から金屋地内までの範囲で、延長約五キロが改修整備されました。また、河道掘削については大野地内から広瀬橋までの区間で計画されており、平成二十一年度以降は大野地内から栗笠地内までの区間で、撤去延長が約四・四キロ、土砂撤去の総量としては約三十二万立米が平成二十六年まで実施されたところでございます。

平成二十七年については、築堤護岸工事が栗笠地内と船附地内で実施される予定となっております。このうち、栗笠地内における河川整備は複数年度での事業が計画され、河床の掘削もあわせて実施予定であり、事業推進に向けて国と調整を進めてまいります。

烏江地内より上流部の河床に堆積をしている土砂につきましては、木曾川水系河川整備計画により河道掘削が計画されております。床固めの改修を含めた土砂撤去等の早期実施を国土交通省へ要望してまいります。

また、民間業者による土砂採取につきましては、国土交通省直轄においては床固めが細かく設置されているため、土砂採取の許可がなされません。先ほども申し上げましたが、国土交通省へ強く土砂撤去の要望をしたいと思います。

高田橋の下流で牧田川に合流しております一級河川五日市川は、

牧田川の右岸堤に樋門が設置されており、牧田川の水位が上昇したときには、樋門を閉めて逆流を防止する構造となっております。逆流を防止するだけの構造となっているため、降った雨が排水できずに被害が出たこともございます。しかしながら、五日市川流末への排水機設置は国・県に対しても要望を行っておりますが、設置は難しい状況でございます。

養老町といたしましては、五日市川の水系における浸水対策の基礎調査及び対策検討業務を平成二十六年より実施しております。この検討及び評価の結果をもとにして、浸水に対して、より安全な対策を検討してまいりたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） 現在、ミズノ工場東北詰には五日市から牧田川へつながる樋門が設置され、牧田川の増水時に牧田川への逆流を防ぐ役目を果たしております。さきに述べたとおり、最近、寿町住宅では三度の床上浸水が発生しております。排水機を導入してほしいとの要望がありました。規模が小さく導入は困難とのことでした。

現在、国交省には排水ポンプ車が岐阜地区に二台、大垣地区に二台、県下で計四台が配置されております。大雨になるときは岐阜県下も西濃地区も同じ状況であり、排水ポンプ車を養老町へ出動してもらえるか、非常に疑問に感じます。

そこで、町長に再質問いたします。排水ポンプ車は一分間に三十トン排水可能で、価格は一台約二千五百万程と聞いております。養老町内には、寿住宅はもちろん、海抜ゼロメートル地域があり、いっどこでも床上・床下浸水のおそれがあります。

また、近年多くなったゲリラ豪雨で、町内で起これば、当然のこと排水ポンプ車が必要となってまいります。人や車が池に落ちてしまったとき、また火災発生時には消火栓も少なく、ポンプ車があれば河川からの中継にも役立ちます。

また、埼玉、茨城を襲った記録的豪雨から一週間が経過しましたが、常総市においても鬼怒川決壊の排水において排水ポンプ車が出動し、町内にたまった水を排出しておりました。このような緊急時への即時対応として、養老町でもポンプ車の購入をぜひお願いし、再質問いたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

排水ポンプ車を導入してはどうかという御質問でございますが、先ほど説明を申しましたとおり、平成二十六年から五日市川の水系における基礎調査及び対策検討業務を実施しております。今年度は、内水処理の方法を検討する予定となっております。

この業務によりまして、さまざまな計画案を検討してまいります。その中には、排水処理対策としての、議員御提案のポンプ車も含まれており、その有効性も検討してまいります。この検討、評価の結果をもとにいたしまして、今後の五日市川の水系における浸水対策、また他の地区の浸水対策等、より安全な対策を実施してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） 五日市川に排水機は規模が小さくてできないのなら、何度でも南直江地区は床上浸水が発生し、家屋等に被



害をもたらすことになり。人命に危険が発生したり、家屋に被害をもたらすことを思えば、安い排水ポンプ車だと思えます。

こちらも早急に購入をお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、三番 長澤龍夫君の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、二項目について一般質問させていただきます。

初めに、養北地区における幼保連携型認定こども園（仮称）に係る事業化の進捗状況についてお伺いします。

現在の子育てをめぐる課題の解決を目指し、質の高い幼児期や学校教育、保育を総合的に提供することや地域での子育てを一層充実させることを目指し、子ども・子育て新制度に基づいて、平成二十七年から三十一年度の五年間、養老町子ども・子育て支援事業計画が策定され、その重点的な取り組みとして、認定こども園への移行促進、あわせて民営化という方針が打ち出されました。

その後、事業者を公募し、平成二十七年三月三日に開催された養老町認定こども園等設置事業者選考委員会において、社会福祉法人池辺育心会を養北幼保連携型認定こども園（仮称）の整備運営事業者として選定、平成二十七年三月五日付けにて、町長名をもって決定通知がなされたものと承知しております。

平成二十八年年度建設着手、完成後、平成二十九年四月に定員百五十人の規模で開園予定と伺っております。特に今回建設予定の幼保連携型認定こども園の設置は、今まで養老町にない新たな施設であり、私も大いにその成果を上げられることと期待しております。

ます。

ただし、子ども・子育て支援法の制定趣旨を現場に生かしていくには、今後多くの問題、課題が浮かんできると思われます。

事業者においては、園舎の設計、保育士の確保、官民人事交流などへの対応のため、事業者への条件である準備会を立ち上げられ、特色のある運営方針として、子ども・子育てに対する考え及び関係者へのプレゼンテーションも実施されたと聞いております。幼保一体化について、関係地域の皆さんの期待は非常に大きいものであります。子育て環境の整備は喫緊の課題であり、全国の地方自治体がそのあり方について議論を重ねております。その地域特性を生かしつつ、町民の皆様が誇りを持って養老町の子育て環境を語れるような施策を展開していただけるものと確信しております。

専念寺保育園が園舎の耐震性に問題があり、園児の安全性を第一に考え、閉鎖の方針を決定されました。並河教育長は、町の中心部から大きな園がなくなるのは残念、待機児童が生まれにくいよう最善の策を講じたいと考えを述べられ、町は閉鎖の方針を受け、対応を協議されていると、平成二十七年九月十五日、中日新聞に記載されました。

少し質問内容、視点が変わるかもしれませんが、御容赦ください。でも、町の子ども・子育てにとつて転機ともなる重要な事柄であり、この意味では喫緊の課題ですので、明確な方針及び具体的なスケジュールの開示をお願いいたします。

そこで、町長に五点について考えをお聞かせください。

一点目、事業者の社会福祉法人池辺育心会への指定条件として当該法人、行政所管課、関係する幼稚園・保育園を構成メンバーとする準備会の設置があります。準備会の協議内容、運営方針、

策定等、進捗状況についてお伺いします。

二点目、具体的には認定こども園の保育・教育方針、利用料の考え方、ことばの教室、送迎バスの実施方法、園児服の制定等、特色ある運営方針を事業者として示しておられますが、それに関する検討状況も踏まえて、町としてどんな見解をお持ちですか。三点目、現在の養北保育園・幼稚園の施設利用方針及び整備について、いつごろどのように具体的に考えておられるのでしょうか。

四点目、専念寺保育園が閉鎖されます。認定こども園の利用定員の設定に当たり、どのような影響があるのか、あるとすれば利用定員にどれほどの変更が生ずるのか、その見解をお伺いします。五点目、平成三十年度に広幡保育園の認定こども園、平成三十一年度に日吉保育園・幼稚園が連携して認定こども園に移行される予定ですが、養北認定こども園と同様、民間参入業者を公募式で募集されるのか、その考えをお伺いします。

五点についてお伺いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず第一点目でございますけれども、事業化の進捗状況ということでございますが、事業者として指定をされました社会福祉法人池辺育心会は、整備・運営に関する諸課題に対応するために、当該法人、行政所轄課、関係する幼稚園・保育園を構成メンバーとする準備会により協議をされているとでございます。

準備会は、四月一日に子ども課、健康福祉課、それから建設課、教育委員会、養北保育園、養北幼稚園の行政関係者と事業者である社会福祉法人池辺育心会で開催をされました。

協議内容といたしましては、養北幼保連携型認定こども園の基本設計に関すること、今後のスケジュールに関すること、運営に関することについてでございます。

基本設計にしましては、認定こども園の施設の部分については保育教諭の、またことばの教室については担当職員の意見を反映させ、実際にそこを使うことになる人の思いを酌み取って設計することが大切であるという御意見ございました。

今後のスケジュールにつきましては、平成二十九年四月の開園に向けて、詳細設計、開発許可申請、建築確認申請、認定こども園認可申請など必要な手続について関係各課と事業者で確認をし、今後連携して進めていくことになりました。

運営方針につきましては、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づき策定をしておりますが、子ども・子育て支援法に基づく認定こども園であり、幼稚園と保育園の両方の機能を持つ施設でございますので、事業者である池辺育心会と子ども課、教育委員会、関係者で協議し、検討してまいりたいと考えております。二点目の、利用料、それから制服、また特色ある運営方針というところで、どんな認識かという御質問でございますが、こども園の保育・教育方針については、幼保連携型認定こども園教育保育要領に基づいて、確実に運営していただけるものと考えております。

また、運営協議会や準備会を実施することにより、積極的に他からの意見を取り入れていこうとしておられ、開かれた運営がなされるものと考えております。特にこれまで養老町が大切にしていた幼小の連携を継続していただだけ、さらにはこども園と養北地区との結びつきを強め、子育てを縁とした地域コミュニティづくりを目指しておられることは、自治町民会議やコミュニティ

・スクールを目指している町の考え方と一致をしており、ともに地域づくりを推進していけるものと考えております。

認定こども園の利用料につきましては、今年度からの子ども子育て支援新制度では市町村が定めることとなりますので、保育園・幼稚園の保育料もあわせて国の定める上限額の範囲内で適正な額を定めるよう、平成二十九年度の開園までに調査・検討をしていきたいと考えております。

ことばの教室につきましては、九月一日に開催された子ども子育て会議の中で、児童発達支援施策という性質を考えると、町が事業主体で支援のサービスの低下を招かないよう、高田にあることばの教室に加えて、養北認定こども園に第二のことばの教室を建設するという意見であり、町営で運営をする予定でございます。

送迎バスの実施方法、園児服の制定などについては、民間事業者の特色を發揮し、魅力のある認定こども園として運営していたければよいと考えております。

次に、三点目の幼稚園の施設利用方針及び整備について、どのようにお考えかという御質問でございますけれども、現在の養北保育園・幼稚園につきましては、平成二十九年度には閉園の予定でございます。どちらの施設も耐震性がなく老朽化しておりますので、取り壊して、その後の跡地利用について、町民の皆様の御意見を伺いながら、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、四点目の専念寺保育園がなくなることによる影響というところでございますけれども、幼保連携型認定こども園の整備運営事業者の募集要項に、認定こども園の利用定員については、一号認定四十五人、二号三号認定百五人の、合計百五十人定員規模の施設でございます。

今年度の養北保育園の在園者数は六十八人、養北幼稚園の在園者数は二十八人で、合計でも百人に達しておりませんので、新しい養北認定こども園では養北地区の子供たちを受け入れて、なお定員に余裕がございます。

専念寺保育園が平成二十九年三月をもって廃園となることは、養北認定こども園の定員の設定に影響を与えておりませんが、今のところ定員の変更の必要はないと考えておりますが、養北地区以外で、専念寺保育園への入園を考えておられた保育園の方が、専念寺保育園にかわる保育施設の一つとして検討していただけるものと考えております。

五点目の、広幡、日吉保育園の連携してこども園に移行するけれども、民間事業者を参入させるのかどうかという御質問でございます。

広幡保育園は、今年度、耐震補強工事の設計を行っており、来年度、平成二十八年度、耐震補強工事を行い、平成二十九年度から保育所型の認定こども園に移行する予定でございます。日吉保育園と日吉幼稚園につきましては、平成三十年度に幼保連携型の認定こども園に移行する予定で、それまでに日吉保育園の耐震化工事を行う予定でございます。

ことし三月に策定しました養老町子ども子育て支援事業計画の中に、認定こども園への移行促進と民営化を進めることは重点的な取り組みとして掲げてありますので、今後の運営につきましては、官民が一体となって切磋琢磨し、養老町全体の幼児教育・保育の質の向上を目指して、子ども子育て会議などの中で、民間業者の参入も含めて、さまざまな可能性を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきましたが、五点について再質問をさせていただきます。

一点目、民間の認定こども園の中でことばの教室を運営されるというふうに認識をしておりましたが、ただいまの御答弁の中で、高田にあることばの教室に加え、養北認定こども園に第二のことばの教室を建設し、町営で運営する予定であるという御答弁をいただきました。

認定こども園の敷地に町営のことばの教室を建設すると受けとめました。ところが、いづる建設を予定されているのか、認定こども園とことばの教室の関係を改めて詳細説明をお願いします。

二点目、養北保育園・幼稚園の施設の跡地利用でございますけれども、町民の皆様の御意見を伺いながら検討していくという御答弁をいただきましたが、町子ども・子育て支援事業計画の重点取り組みにおいて、認定こども園への移行、一体化にあわせて、旧施設を児童館として整備しますと施策を示されており、その方向性のお考えをもう少し詳しくお聞かせください。

三点目、九月一日に開催された子ども・子育て会議において、専念寺保育園の閉鎖についての審議内容があったように聞き及んでいます。会議において、何を検討され、何を結論とされたのか、開示してください。

四点目、公立の養北幼稚園・保育園を私立の幼保連携型認定こども園にすることは、現場の職員の戸惑いや保護者の疑問や不安は大きく、それらを解消するためには、保護者への説明等が非常に重要なことであると考えます。説明会を開催される予定はいつごろになるのでしょうか、お伺いします。

五点目、事業者は、職員の採用計画に現在の町職員、保育職及

び調理職の方の出向を前提に職員構成を検討しておられると聞き及んでいます。その見解をお伺いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私のほうからは、施策の認定等、必要な部分の、質問の二番目と五番目について御回答をさせていただきます。と思います。

二点目の御質問で、一体化して児童館ということで整備についての考え方ということでございますけれども、町子ども・子育て支援事業計画の重点的な取り組みとして、一つには認定こども園への移行促進、二番目に病児・病後児保育の実施、三番目に御質問の児童館の整備、それから四番目に留守家庭児童教室の充実と放課後子ども教室の実施、それから五番目に児童発達支援の充実と障害児への継続した支援という五項目がございます。重点項目の中で、平成二十九年度には養北幼保連携型こども園を民営でスタートさせて、その中で病児・病後児保育も実施していく予定でございます。

児童館の整備につきましては、平成二十七年度から平成三十一年度の子ども・子育て支援事業計画の期間中に、他の重点項目の進捗状況にもよりますが、養老町全体の中で、どこに児童館を整備していくかを、町民の皆様方の御意見を伺いながら検討をしてまいりたいと思います。

それから五番目の職員についてですね。職員採用、町職員がいるということ、広幡等民営化すればというような、職員についての御質問だというふうに思いますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

養北幼保連携型認定こども園への町職員、出向ということでございますが、職員の公務としての身分保障や個々の職員の意向

確認などの手続が必要となることから、事業者への移行や要望をよくお聞きしまして、町全体の職員配置や採用計画の中で、今後派遣することができるとか、養北の認定こども園が開園されるまでの間に事業者との調整等も必要となってくるというふうに考えておりますが、現職員におきましては、あくまで町の職員であるという認識のもとに、その対応はさせていただくというところでございます。

あとの詳細な会議内容等につきましては、課長のほうから答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） ことばの教室、児童発達障害支援事業所につきましては、当初、高田にあります心身障害者福祉センターから小畑地区に移転する予定でございましたが、現在のことばの教室では、一日十名の利用定員のところに約六十名の登録がございます。そこで、保護者の方からもっと支援を受けたいという声が多く、移転はせずに、今回建設する教室とあわせて二つの教室で事業を展開するということになりました。

議員おっしゃっていただきましたとおり、ことし三月三日に開催されました子ども・子育て会議で養老町認定こども園等設置運営事業者選考会が開かれ、池辺育心会が整備運営事業者として決定されました。ことばの教室につきましても、池辺育心会で運営する方針でしたが、この九月一日に開催されました子ども・子育て会議の中で、ことばの教室に関しては、発達障害のお子さまたちに対する支援という非常に専門性の高い事業であること、また、そこに通うお子様たちが現在の教室との環境の変化に戸惑い、過敏に反応するかもしれないといった保護者側の意見。また、公立と私立が二つ混在することで、かえって保護者が混乱するのでは

ないかというような御意見が委員の中から出されまして、近隣市町におきましてはほとんどが公営であります。また、保護者や利用者が混乱せず、ことばの教室に通われるお子様たちの環境の変化等によるストレスを少なくするという理由で、その九月一日の子ども・子育て会議におきまして、養北幼保連携型認定こども園（仮称）に建設予定のことばの教室は、建設時期は一緒でございますが、当面第二の公営として対応するという結論になりました。三点目の御質問にありました専念寺保育園の廃園についての審議内容、会議結果について御答弁させていただきます。

同じく九月一日に開催されました子ども・子育て会議におきまして、専念寺保育園が平成二十八年度で保育事業から撤退されるとの申し出について、町としては新たな園児の受け入れ先確保が必要のため、平成二十八年度から公立保育園の定員をふやすこと、平成二十九年度から養老幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行することで受け入れ対象園児を拡大すること、私立を含めた保育園の五歳児の受け入れについても可能となるよう、公立幼稚園・保育園と私立保育園とで協議を重ね、子供たちにとって、よりよい環境の整備に努めていくことを提案させていただきました、その中で各委員さまの御承認を得たところでございます。

四点目の説明会の開催時期等についての答弁をさせていただきます。

保護者の皆様への説明につきましては、この十月以降に各地区を巡回します保育園・幼稚園の入園説明会の中で、平成二十九年度には養北保育園、養北幼稚園が廃止となり、新しく私立の養北認定こども園ができることや、専念寺保育園の廃園に対応する保育の受け入れ先への確保についての御質問にお答えしていきたいと存じます。

また、養北幼保連携型認定こども園（仮称）の施設及び運営について、今後、平成二十九年四月の開園に向けて、詳細設計、開発許可申請、建築確認申請、認定こども園認可申請等、必要な手続を進めてまいりながら、時期や方法についてはまだ未定でございますが、町民の皆様にご説明していきたくと考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君）

先ほど、ことばの教室につきましては、養北の幼保連携型認定こども園の設立と同時に、ことばの教室も建設されるというふうに理解してよろしいですか。同じ敷地内に民営化の校舎と、こちらにことばの教室が建つということでのよろしいですか。ありがとうございます。

少し視点が違うかもしれませんが、重点施策の関係と思っております。最後に一点質問させていただきます。

児童館につきましては、私は幼稚園・保育園の旧の施設が、耐震化補強が必要であるということは聞いてはりましたが、どちらかが旧施設に児童館を整備ということなので、そういうふうな自分には理解しておりましたが、お答えの中にはそういうふうな点ではなかったもので、児童館は、健全な遊びを通じて子供の生活の安全と子供の能力の発達を援助していく拠点施設であると認識しております。養北地区、または河北地区に児童館の建設を望みますがいかがでしょうか、前向きなお考えをお伺いします。

そして、提言ではあります、現在の保育園の敷地は養北小学校の駐車場として利用していただきたいと思います。そして、保護者にとって子育てしやすい環境が提供できるよう、今後も子ども・子育て会議にて、認定こども園と児童館と重点施策につきま

して引き続き議論、検討されることを望みます。

また、民営化される認定こども園の設置は保育教育のサービスの充実により、園児の成長にとってよりよい環境が提供されることを強く期待し、一点の質問のお答えをいただき、一項目めの質問を終わります。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ことばの教室につきましては、先ほど申し

ましたように、今回新たに設立されます養北の認定こども園の施設の中に並立して、同時に開園を予定をしているところでございます。

それから、再々質問ということで、児童館についての御質問が重ねてありましたけれども、町の子ども・子育て支援事業計画の重点的な取り組みの一つになっております。

児童館の整備につきましては、平成二十七年度から三十一年度の間の子ども・子育て支援事業計画の期間中に、河北地区での児童館の建設の必要性についても養老町全体の中で、どこに児童館を整備していくか、バランスを考慮しながら、町民の皆様の御意見を伺いながら検討をしたいと思います。

また、提言の中で跡地利用について御提言をいただいたわけでございますが、そういったところも確かに幼稚園・保育園が廃園になるということでございますが、その点につきましても、地域の皆様や子ども・子育て会議の中で有効な利用を考えていきたくと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔七番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 続きまして、オンデマンドバスの運行見

直しについてお伺いいたします。

オンデマンドバスについては、平成二十七年活力のあるまちづくりの施政方針で、今後も利用者の意見を広く取り入れながら、バス停を増設するなどサービスの向上を図ってまいります。そして、平成二十六年十二月議会で、「平成二十六年九月決算委員会において、豊かな生活実現のために交通手段の確保や、今後少子・高齢化への対応等を考えた地域公共交通網再編計画を進める上で一つの基軸になる交通システムであると考えておりますので、たくさんのお金を使わせていただいておりますことは認識した上で、真に便利な交通機関となるよう努力してまいります」と、町長は述べられております。

平成二十四年十一月十五日オンデマンドバス試行運転開始、二十四年十一月三十日オンデマンドバス試行運転開始に伴い、公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」が廃止され、平成二十五年十一月一日オンデマンドバス運行が開始となりました。

きょうに至るまでには、町民の皆さんから交通システム等に対して多くの意見も寄せられたと思います。運営委員会を開催され、運行の現状と見直しについて審議・検討されたと考えます。

そこで五点について伺いますが、先ほど長澤議員のほうからオンデマンドの関係について御質問もあり、御答弁も聞いておりますが、重複しておりますが、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、質問させていただきます。

一点目、オンデマンドバスの運行開始以降の利用者数をどのように把握され、推移はどんな状況となっているのでしょうか。

二点目、本格運行に移行して二十三カ月ほど経過しました。その間の利用者の意見、要望も多いと思われませんが、関係者へのヒアリングによる見直しは考えておられますか。また、具体的に利用者に対してのアンケート等は考えておられますかということ

ですが、先ほどアンケート調査の結果も少々お聞きしましたので、次回のアンケート調査はどなたを対象にされるのか、お願いしたいと思えます。

三点目、利用者数の多い場所を定期的に巡回させる運行方法の見直しの考えは、また予約不要の定時運行を併用する考えはいかがですか。

四点目、町民の移動保障として、オンデマンドバス等、地方公共交通には必要不可欠であります。財政負担も無限ではありません。これらに対する町費負担の上限についての考えはどのようでしょうか。

五点目、オンデマンドの愛称については一般公募し、委員会で議論すると、平成二十四年六月の一般質問の中で答弁をいただきましたが、その後、どのように審査されたのか、進捗状況をお尋ねします。

以上五点について伺います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） オンデマンドバスの運行見直しということ御質問をいただいておりますが、現在の利用者数はどのようにして把握しているかということから、順次御説明を申し上げます。

長澤議員と重なるところもあるかと思いますが、重複でございますけれども、答弁をさせていただきます。

オンデマンドバスは、平成二十五年十一月から本運行を開始しておりますが、御利用一回につき二百円で乗車ができ、また一カ月三千円のパスポートもございます。障害者手帳を提示していたら、その介助者一名、運転経歴証明書（自動車運転免許証自主返納者）の提示者とか、小学生以下の方々には半額の百円で御

利用いただけるわけでございます。

御利用には事前に利用者登録が必要でございます。また、予約は利用日の前日と当日の午前八時三十分から午後五時までに申し込みが必要となっております。

現在の利用者数につきましては、毎日集計をしております、日報、月報及びオンデマンドバス運行システム随時利用者の状況、また収入等を把握しております。

二十六年度の実績といたしましては、運行日数二百四十二日、利用人数三万一千三百五十六人で、一日当たり百三十人の御利用がございます。

乗降者の多いバス停は、順にですけども、西美濃厚生病院が一番多く、それから老人福祉センター、福祉作業所という順になっており、病院や福祉施設、商業施設が主な施設でございます。

それから、本運行から二十三カ月ほどたつて、ヒアリング、それからアンケートを考えておられるかということでございますが、先ほど申しましたように、七月二十一日から八月末にかけて、利用者に対してアンケート調査を実施しました。その結果については、先ほどとちよつと重複いたしますけれども、百六十八件の回答がございまして、回答者は、七十歳以上が全体の七八・五%で、かつ女性が九〇%を占めております。地区別といたしましては、養老、笠郷、池辺の方からの回答が多くなっております。

利用回数は「週に一、二回」が四〇%で最も多く、次に「月に一、二回」が二二%、「週に三、四回」が二一%であり、利用目的は「病院など」が最も多く、次いで「買い物」となっております。

また、オンデマンドバスのよい点については、複数回答といたしまして、「予約した時間に来る」が百十八件、「電話受け付け

の対応がよい」が百一件、「乗務員の対応がよい」が九十一件、「バス停が近い」が九十件、「運賃が安い」が七十一件といった回答を多くいただいております。また、悪い点につきましては、八十一件と約半数の方から「特になし」、「電話予約が面倒」が三十六件、「予約がとりにくい」が四十五件、「運賃が高い」が十九件といった回答をいただいております、その他を合わせて、よいであろうと思われる点の合計が五百八十七件、悪い点とその他を合わせて合計が百三十三件と、利用されている方にとってはおおむね好評をいただいております。

また、「今後も利用されるか」の問いには、ほとんどの方が「利用する」と回答をいただいております。御意見としては、「予約のとりにくさを改善してほしい」「土・日・休日も運行してほしい」「動物を乗せないでほしい」などの意見もありますが、「便利である」「出かける機会がふえた」などの感謝の言葉を多くいただいております。

これらの結果を踏まえ、まず予約の面倒さや、とりにくさなどの改善に努める必要があると考えますので、今後、システム会社、バス事業者等と協議をしまして、よりよい運行となるよう検討してまいりたいと存じます。

また、今回のアンケート対象者は誰にするかということがございますが、今回は利用された方ばかりでございますが、利用していない方の意見もやはり必要なのかなという思いでございますので、その点も考慮したアンケートにしてみたいというふうに考えるところでございます。

それから、三番目の定時運行をする考えはないかということでございますけれども、利用の多い施設は高田地区付近の病院、福祉施設、商業施設などであり、そこを巡回させるバスや新たな定



時定路線バスを併用する件に関しましては、経費の面も含めて検討課題であると考えておりますが、まずはオンデマンドバスの効率を高めることが必要でございますので、現在は、これまでの運行実績から朝夕の時間帯に一部の車両の経路を前もって設定し、運行する方式も取り入れ、乗り合い率を高める効率のよい方法で運行しております。今後、さらにこれまでの運行実績のデータを活用・解析をしまして、効率のよい運行を目指していきたいと考えているところでございます。

それから、オンデマンドバスの地域公共ということに対して、町がどこまで負担するんだというような御質問かと思いますが、公共交通に係る平成二十七年度の予算額は、歳出といたしましては、オンデマンドバスに係る経費約四千四百万円、養老鉄道への補助金が約五千二百万円、路線バス、これは名阪近鉄バスでございますが、ここへの補助金が二千五百万円で、合計一億二千万円という金額になっております。歳入としましては、県補助金で約九百万円、それからオンデマンドの運賃収入が約四百万円の、合計で一千三百万円を見込んでおります。

また、オンデマンドバスを含む地方バス路線運行に関しては、特別交付税として、支出額から特定収入を引いた額の八割が算入されると規定しております。来年度以降は養老鉄道に係る補助金の負担増が見込まれておりますが、どの公共交通機関も町民にとつて重要でございますので、どれもがなくてはならないものであると捉えておりますので、上限というよりも、それぞれの交通機関が住民にとってさらに便利なものとなるよう、協議を続けて、精査をしてみたいと存じます。

続きまして、五番目の愛称の問題でございます。

二十四年六月に愛称を募集すると御答弁をさせていただいてお

ります。

オンデマンドという特殊な運行形態であるために、従来の時定路線バスである「ゲンちゃん号」との違いを明確にする必要があり、また住民の方々に周知する目的もありまして、愛称をつけずに、あえてオンデマンドバスという聞きなれない名称をそのまま使用することで現在に至っております。

本運行が開始されて二年が経過をし、オンデマンドバスという予約型乗り合いバスというシステムも認知され、好評を得てございますので、今後さらに皆様方から親しまれるよう、公募により愛称をつけたいと考えておりますので、次回のオンデマンドバス運営委員会などを通じて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきました。

二点について再質問させていただきます。

一点目、特別割引を利用していただく乗客、割合についてお尋ねをいたします。

二点目、予約不要の定時運行の併用は、効率のよい運行を目指したいとのことですが、見直しの方向と今後の考え方をお伺いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 利用者における割引対象者ということでございます。

直近六カ月の現金乗車における乗車数の平均は、二百円の通常乗車の方が一カ月千七十九人で、百円での割引対象者の乗車が百九十人となっております。割引対象者率は約一七・六％というこ

とになっております。

また、現在のパスポート所持者は四十八名で、うち割引対象者は二十一名、割引対象者率は約四四％ということになっております。

それで、今後のオンデマンドバスの運行の考え方ということでございますけれども、今回、アンケートの結果がございます。この結果や運行実績のデータを活用し、現状の課題や改善点の洗い出しを行うために、データを詳細に解析する必要があります。

そこで、オンデマンドバスシステムの専門会社と協力してデータの解析を行い、その結果から今後の方針等を検討してまいりたいと考えております。

一人でも多くの皆様に御利用いただけるよう、効率のよい運行を目指していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

〔七番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 最後になります。提言や運営に関する課題等については、オンデマンドバス運営委員会で審議され、運行改善に努めていただきたいと思います。オンデマンドバスが地域のニーズにより即した、よりよい運行サービスが実施できますよう、英知を結集していただきたいと思います。そのためには、市民の利用者や皆さんの意見に耳を傾けていただき、本当に便利な交通機関になるよう努力していただきますよう、お願いいたします。

また、親しみやすいオンデマンドバスの愛称を早急に検討していただくことを要望しておきます。

これで二項目の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、七番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、あす九月十八日午前九時三十分より再開いたします。

また、議員並びに執行部各位には、この後、午後二時三十分より、四階大会議室にて議会全員協議会を開催いたしますので、御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後二時十二分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十七年九月十七日

議長 野村 永一

議員 青山 貞一

議員 水谷 久美子

